

平成27年度短期外国出張者報告書簡

氏名 依田吉人 宇佐美章吾	所属庁・官職 最高裁判所事務総局家庭局付 同家庭局第三課科学調査係専門職	出張先 大韓民国 (ソウル, 釜山)
提出書面 平成28年2月16日付け報告書簡		
キーワード欄		
<ul style="list-style-type: none">ソウル家庭法院への訪問大韓弁護士協会への訪問釜山家庭法院への訪問釜山弁護士会への訪問養育費及び面会交流の履行確保に関する実情面会交流支援センター親教育プログラム		

平成 28 年 2 月 16 日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局家庭局付 依 田 吉 人
同家庭局第三課科学調査係専門職 宇佐美 章 吾

大韓民国の離婚手続における子の養育事項の取決め及び履
行の確保について（報告）

我々は、平成 27 年 11 月 30 日から 12 月 3 日までの間、大韓民国（ソウル及
び釜山）に標記の司法事情の視察のため出張しました。その概要は別添のとおりで
す。

**大韓民国の離婚手続における
子の養育事項の取決め及び履行の確保について**

平成28年2月16日
最高裁判所事務総局家庭局付
依田吉人
同家庭局第三課科学調査係専門職
宇佐美章吾

目次

第1 はじめに	3
第2 協議離婚手続における子の養育事項の取決めの実情	4
1 韓国民法の規律	4
2 離婚意思の確認手続における子の養育事項の取決め	5
第3 裁判離婚手続における子の養育事項の決定の概要	12
1 韓国民法及び家事訴訟法の規律	12
2 離婚訴訟手続の一般的な経過	13
3 離婚訴訟手続における子の養育事項の取り決めの実情	14
第4 子の養育事項の取決めの履行確保に向けた法制度等	19
1 養育費の履行確保に関する民法及び家事訴訟法上の強制的措置	19
2 面会交流の取決めの履行確保に関する強制的措置	21
3 その他の制度・取組	21
第5 弁護士の認識等	22
1 離婚手続全般について	22
2 親教育プログラムについて	22
3 養育費や面会交流の取決めに関する履行確保について	22
第6 まとめ	23
面談録 (ソウル家庭法院)	27
ソウル家庭法院内の見学	31
面談録 (大韓弁護士協会)	33
面談録 (釜山家庭法院)	36
釜山家庭法院内の見学	39
面談録 (釜山弁護士会)	40
資料目録	44

第1 はじめに

- 1 本報告は、大韓民国（以下「韓国」という。）の離婚手続における養育費の負担及び面会交流の実施（以下「子の養育事項」という。）に関する取決め及び履行の確保に関する実情調査の結果をまとめたものである。
- 2 第2以降で述べるように、韓国の法制度上、養育すべき子のある夫婦が離婚しようとするときは、協議離婚、裁判離婚を問わず、あらかじめ、子の養育事項を取り決めなければならないとされている。そして、協議離婚にも家庭法院（韓国の家庭裁判所）が関与することとなっており、家庭法院は、協議離婚、裁判離婚を問わず、離婚しようとする父母に対し、子の養育事項について子の福利にかなった取決めをし、これを確実に履行するよう多様な働き掛けを行うこととされ、実際、ソウルや釜山の家庭法院では、子の養育事項の取決めやその履行確保に関する様々な運用上の取組がされている。加えて、韓国では、子の養育事項に関する取決めを確実に履行させるための強制力を持った諸制度が整備されている。
- 3 この点、我が国の法制度は、協議離婚に家庭裁判所の関与を必要とせず、かつ、離婚訴訟において、子の養育事項を取り決めるよう家庭裁判所が当事者に積極的な働き掛けを行うことまで要求していないなど、韓国の法制度と異なる点は少なくない。しかし、近年では、男性の子育てへの参加や少子化傾向等に伴い、子の養育事項をめぐって父母の対立が激化する事案が増加し、父母間で円滑な合意形成を行うことが難しくなってきているとの指摘や、一度、養育費の支払や面会交流について取決めがされても、その後、取り決めたとおりに履行されない事案が一定割合生じているとの指摘がされており、法制度の違いには留意しつつも、韓国の離婚手続における子の養育事項の取決めやその履行確保に向けた家庭法院の取組を調査することは、我が国の家裁実務が抱える問題を解決する上で有益であると考えられる。
- 4 そこで、小職らは、平成27年11月30日から同年12月3日までの間、韓国に滞在し、ソウル家庭法院、大韓弁護士会、釜山家庭法院、釜山弁護士会を訪問し、面談調査を実施して、韓国の離婚手続における子の養育事項の取決め及び履行の確保に関する実情を調査した（家庭法院の取組が法制度上の位置付けを理解するために必要な限度で関連する法制度についても適宜、調査した。）。
- 5 なお、本調査においては、小林隼人一等書記官をはじめとする在大韓民国日本国大使館の方々及び廣田修司領事をはじめとする在釜山日本国領事館の方々に多大な御協力をいただいた。特に、小林一等書記官には、調査先の手配等にとどまらず、韓国の司法制度等について、多くの貴重な教示をしていただいた。本調査に際してお世話になった方々に対し、この場を借りて厚く御礼申し上げる次第である。

第2 協議離婚手続における子の養育事項の取決めの実情

1 韓国民法の規律

(1) 協議離婚の要件

協議離婚は、家庭法院における離婚意思の確認を受け、家族関係の登録等に関する法律の定めに基づき届出をすることによって、その効力を生じる（韓国民法836条1項。以下、本報告では、特に断らない限り、条文は韓国民法の条項を指す。）。

(2) 家庭法院における離婚意思の確認

ア 家庭法院に離婚意思の確認を申し立てた者は、家庭法院の提供する離婚に関する案内（以下「離婚案内」という。）を受けなければならぬ（836条の2第1項前段）。

イ 家庭法院は、必要な場合には、離婚意思の確認を申し立てた者に対し、専門的な知識と経験を備えた専門相談者（以下「離婚相談委員」という。）の相談（以下「離婚相談」という。）を受けるよう勧告できる（同条項後段）。もっとも、この勧告に従う法律上の義務はない。

ウ 家庭法院に離婚意思の確認を申し立てた夫婦は、夫婦の間に養育すべき子（懐胎中の子も含む）がいる場合には離婚案内を受けた日から3か月、それ以外の場合には離婚案内を受けた日から1か月を経過しなければ、離婚意思の確認を受けられない（同条第2項。以下、同期間を「熟慮期間」という。）^{1。}

エ 家庭法院に離婚意思の確認を申し立てた夫婦は、夫婦の間に養育すべき子がいる場合には、子の親権者及び養育者²のほか、養育費の負担並びに面会交流権^{3 4}の行使の有無及び方法（子の養育事項）についての協議書⁵又は審判書正本⁶を家庭法院に提出しなければ、離婚意思の確認を受けることができない（同条第4項）。

オ 家庭法院は、子の養育事項に関する当事者の協議が子の福利に反する場合

1 ただし、家庭法院は、家庭内暴力によって夫婦の一方に耐え難い苦痛が生じ得る場合等、離婚をしなければならない急迫の事情がある場合には、熟慮期間を免除又は短縮することができる（836条の2第3項）。

2 養育者に関する法律上の定義はないが、大法院家族関係登録例規第341号では、「子と共同生活を営み、各種の危険から子を保護する役割を果たす者」と定義されている。

3 韓国民法では、子を直接養育しない父母の一方と子は、互いに面会交流できる権利を有するとされており、面会交流が権利として認められている（837条の2第1項）。なお、家庭法院は、子の福利のため必要なときは、当事者の請求又は職権により、面会交流権を制限し、又は排除することができる（同条2項）。

4 韓国では、非監護親と子との間の面会その他の交流を「面接交渉」と呼ぶが、本報告においては、我が国での用例に従い、面会交流と表記することにする。

5 養育すべき子がいる夫婦が離婚する場合には、親権の帰属や子の養育事項を協議により定めなければならない（837条1項、909条4項）。

6 親権の帰属や子の養育事項について夫婦間で協議が調わない場合には、家庭法院は、当事者の請求又は職権によって、子の養育事項について定めることができる（837条4項、909条4項）。

には、補正を命じ、又は職権によって、子の意思、年齢及び父母の財産状況その他の事情を考慮して、子の養育事項を定めることができる（837条3項）。

2 離婚意思の確認手続における子の養育事項の取決め

（1）申請書の受理、離婚案内及び離婚相談勧告

- ア 協議離婚しようとする夫婦は、家庭法院に双方出頭し⁷、離婚意思確認申請書を提出し、その日のうちに離婚案内を受ける（家族関係登録規則73条）。
- イ 離婚案内は、協議離婚手続と離婚に関連する法的問題を説明する「共通案内」と離婚後の子の養育に関して親として果たすべき責任を説明する「子女養育案内」から構成される。養育すべき子がいない夫婦に対しては、「共通案内」しか行われないが⁸、養育すべき子のいる夫婦に対しては、「共通案内」と「子女養育案内」とを合わせた離婚案内プログラムが行われる。
- ウ 上記の離婚案内プログラムは集団講義の形式で行われ、DVDとパワーポイントを使った説明が1時間程度実施される⁹。ソウル家庭法院では、協議離婚用の離婚案内プログラムを一日に2回（午前11時～午前12時、午後4時～午後5時）実施しており、一回当たり、概ね5～6組の夫婦が参加している。
- エ 小職らは、ソウル家庭法院を訪問した際、養育すべき子のいる夫婦に対して行われる離婚案内プログラムを傍聴する機会を得た。その際に行われていた離婚案内の内容は概ね以下のとおりであった。

（ア）導入

講師役の離婚相談委員が挨拶をした後、離婚案内の重要性を強調して、参加者に対する動機付けをする。

（イ）子女養育案内①（DVD 視聴）

実際にあった事例をモデルに作成された以下の3つの仮設事例を基に、父母の葛藤に巻き込まれて傷つく子の様子、子らの言動を医師や離婚相談委員等が解釈して説明する様子、父母らが親教育プログラム（本報告では、子女養育案内や離婚相談等、家庭法院の関与の下、離婚後の子の養育に關

⁷ 韓国の法制度では、1979年1月以降、協議離婚をする際には、夫婦双方が家庭法院に出頭して離婚意思の確認を受けなければならないこととされている。こうした離婚意思確認制度は韓国社会に定着しているため、2008年6月22日にソウル家庭法院で協議離婚における離婚案内が始まった際も、大きな抵抗なく受け入れられたようである。

⁸ この場合の「共通案内」の手続は、近時、簡略化されており、窓口担当者において、「共通案内」の内容が記載された書類を夫婦に交付した上で、簡単な補足説明を行う程度の手続となっている。

⁹ 当初、専門調査官が講師役を担当していたが、運用が定着してきたため、近時、離婚相談委員が講師役を担当するようになった。また、説明についても、子女養育案内の比重を高め、慰謝料や財産分与については説明を割愛するようになった。

して親の果たすべき責任を父母に認識させるために行われる様々な働き掛けを「親教育プログラム」と総称する。) を受けて自らの不適切な言動に気付く様子、父母らが自らの言動を改めることで、子らが素直な心情を吐露する様子等がドキュメンタリータッチで描かれている。

[Case 1] 父母が親権者・養育者の指定をめぐり争っている就学前期の女児の事例

父のことを悪く言う母に気を遣い、本当は楽しかった父との時間をつまらなかったと言い繕うことで女児が傷つく様子等が描かれている。

[Case 2] 父が母子間の面会交流を拒否している小学校低学年期の男児の事例

父の心ない言葉から「母に捨てられた」と思い、母に会えないのが自分のせいであると考えて男児が傷つく様子等が描かれている。

[Case 3] 父が1年間養育費を支払わず、父娘間の面会交流もされていない青少年期の女子の事例

長女として母を支えなければならないという気持ちから、父に会いたい自分の気持ちを無理に抑え、父を非難することで女子自身が傷つく様子等が描かれている。

(ウ) 子女養育案内②(パンフレット「父母」¹⁰(資料1)と同じ内容のパワーポイントによる説明)

上記DVDの内容を踏まえ、親の離婚が子に与える影響、親の望ましい行動等について、子の年齢と発達段階に応じて、以下のとおり、重ねて説明する¹¹。

なお、全ての段階で、非養育親は養育費を支払わなければならないこと、非養育親と子とが規則的に面会交流することが重要であることが繰り返し強調される。

[乳幼児期] 子は、親の離婚によって、強い恐怖と不安感を覚え、発達が遅れたり逆行症状を示したりすることがある。

そのため、親としては、スキンシップ等を通じて子を安心させるとともに、これまでの生活を突然大きく変えるようなことがないよう心掛ける必要がある。

¹⁰ 親教育共同研究会(親教育の全国的な発展・拡大を目指して、2010年8月に発足した、全国の法官と専門調査官を会員とする組織)が作成した離婚案内用のパンフレット

¹¹ 「父母」の裏表紙には、親に家庭内暴力、児童虐待、薬物濫用、精神上の障害がある場合等には、当てはまらない旨の断りが記載されている。

面会交流の方法としては、子の生活リズムを崩さないようにするため、非養育親が子の生活場所に規則的かつ短時間訪問して子の世話をすることが望ましい。

〔就学期前〕 子は、親の離婚を受け、離婚は自分のせいであるという罪悪感や自分も捨てられてしまうのではないかという不安や恐怖を覚える。こうした感情が親に対する怒りの感情になったり、睡眠や食事の面の障害、逆行症状等となって表れたりたりすることがある。

そのため、親としては、子の目線に合わせて、離婚が子のせいではないこと、離婚しても子を大切にすることを、分かりやすい言葉を使って、子が理解するまで繰り返し説明するとともに、子が感じている不安や恐怖について丁寧に聞く必要がある。

子が幼いほど、非養育親と規則的かつ頻繁に面会交流できるようにする必要があり、宿泊付きの面会交流をすることが望ましい。

〔小学生期〕 子は、親の離婚を受け、両親の再統合に対する強い幻想を抱き、これが果たせないと強い挫折感、失望感にさいなまれる。こうした感情が親に対する怒りの感情になったり、学校生活の乱れや非行等の形で表れたりすることがある。また、逆に、養育親の慰め役となって大人びた行動をとることもある。

そのため、親としては、両親が再統合する可能性がないことを優しく、しかし断固として知らせなければならず、子の気持ちを丁寧に聞きながら、離婚後も子を大切にすることを伝え、子が非養育親に肯定的な感情を持てるようサポートする必要がある。

学校生活の面倒をよく見てあげられる親を養育者とすべきであり、子のスケジュールに配慮しながら、記念日等と一緒に過ごす時間を公平に分けられるような面会交流の計画を立てることが望ましい。

〔青少年期〕 子は、親の離婚によって、劇的な情緒の変化にさらされる結果、周囲に反抗して学校で問題を起こしたり、家出をしたりするほか、気持ちが落ち込み、最悪の場合には自殺に至ることさえある。また、逆に、養育親を支えようと、無理をして模範的な生活を送ることもある。

そのため、親としては、離婚に関して子と十分に話をし、その意思を尊重するとともに、痛みや心配を分かち合う機会を持たなければならない。親自身の情緒を安定させるために子を頼ったり、子に慰められたりすることがないようにする必要がある。

子の選択にかかわらず、非養育親は離婚後も子との交流を継続し、旅行をしたり、進路等の相談に乗ってあげたりすることが望ましい。

(エ) 協議離婚手続、子の養育事項に関する協議書、協議して定めた事項についての履行確保に関する説明（パワーポイント）

(イ)、(ウ)の内容を踏まえ、協議書のひな型を参照しながら、子の養育事項について取決めをすることの重要性、離婚後に面会交流を実施し、養育費の支払を継続していくことの重要性等が改めて説明され、取り決めに従わなかった場合の法律上の制裁等についても注意喚起される。

また、参加した夫婦全員に対し、離婚相談を受けるように勧告する。

(オ) まとめ

最後に、離婚案内の内容を総括し、父母が離婚後も親としての役割を継続することの重要性を再度強調して締めくくる。

参加した夫婦に対し、「父母」や「子どもの健康的な出会いのための養育手帳」¹²のほか、健康家庭支援センター¹³等の家庭法院以外の相談機関のパンフレットを配布する。

オ 義務相談（ソウル家庭法院における近時の取組）

義務相談は近時のソウル家庭法院における取組である。ソウル家庭法院に離婚意思の確認を申し立てた夫婦は、子女養育案内の一環として、1組ずつ、20分程度の短時間の離婚相談を受けなければならないとされる。

法律上は、離婚相談を受けるか否かは任意であり、ここでいう「義務」というのも法律上の義務ではない。ただし、この相談を受けない限り、離婚意思を確認するための期日が指定されない運用となっているため、家庭法院に離婚意思の確認を申し立てた夫婦にとっては、この相談を受けることが事实上、義務付けられているといえる。

義務相談では、長期相談（10回程度、継続的に実施される離婚相談）を

¹² 子ども問題ソリューション会（2009年8月に裁判離婚における子どもの問題を総合的に解決することを目的として、ソウル家庭法院の法官、専門調査官、外部の委員を構成員として発足した会）が円滑な面会交流のために作成した手帳である。養育親が、面会交流に際しての留意事項、希望等を同手帳に記載して、これを非養育親に渡し、非養育親が、面会交流での子の様子や、養育親に対する希望等を同手帳に記載して、これを養育親に返す。面会交流の都度、こうしたやりとりを繰り返すことで、養育親と非養育親との円滑なコミュニケーションが促進される。また、父母は、同手帳に記載された面会交流の記録を読むことで、自身を振り返ることもできる。同手帳には、子への対応の仕方、コミュニケーションの取り方、離婚した親自身へのサポートとなるべき事項等が記載されている。

なお、子ども問題ソリューション会の活動は、2013年に「後見福祉機能発展委員会」に継承され、①離婚相談、②子女養育案内、③キャンプ、④多文化家族（夫婦の一方が外国人である家族）のための事業が扱われている。

¹³ 健康家庭支援法（2004年2月9日制定）に基づき、各市・郡・区に設置された行政組織。家庭問題に関する相談、予防及び治療、健全な家庭を維持するためのプログラムの開発、家庭に関する情報や資料の提供等を行っている。

受けるよう案内される。子女養育案内を受けるすべての夫婦に対して離婚相談を受けるように勧告がされるが、勧告に応じて離婚相談を受けるかどうかは完全に任意であったため、かつては離婚相談の実施率は数%にとどまっていた。そこで、ソウル家庭法院では、離婚案内の一環として義務相談を行い、義務相談の中で長期相談を案内するようになった。義務相談の取組が開始してから、長期相談の実施率は着実に増えているとのことである。

(2) 離婚意思の確認期日の指定、熟慮期間の進行及び離婚相談等の実施

ア 離婚意思の確認期日は、離婚案内を受けた日から一定の熟慮期間（養育すべき子のいる夫婦については3か月、それ以外は1か月）の経過後に指定される。

一括して2回の期日が指定され、夫婦はいずれかの期日に出頭すればよい。いずれの期日にも欠席すると、離婚意思の確認申請が取り下げられたものとみなされる（家族関係登録規則77条2項）。

ソウル家庭法院では、1日あたり、離婚意思の確認期日が40～80件ほど指定される。

イ 離婚すべき急迫の事情があることを理由に熟慮期間の免除又は短縮を受けるためには、その事由を記載した書面を家庭法院に提出する必要がある。この場合には、通常、後述の離婚相談が行われる。家庭法院は、相談委員の意見書を参考に、熟慮期間の免除又は短縮をすべき事由があると認めるとときは、離婚意思の確認期日を新たに指定する。もっとも、家庭内暴力があったり、海外に出国する緊急の必要があったりする場合でない限り、実務上、熟慮期間の免除又は短縮が認められることはほとんどない。そのことは一般に知られているので、熟慮期間の免除又は短縮の申請件数は少ない。

ウ 離婚意思の確認を受けようとする夫婦は、熟慮期間の進行中、離婚相談を受けることができる。

離婚相談は、家庭法院で行われる場合と家庭法院以外の外部相談機関（健康家庭支援センター、家庭相談所等）で行われる場合がある。離婚相談委員は、大学教授（人間関係学、臨床心理学等）や外部の相談機関のスタッフ等から構成される¹⁴。

離婚相談により、個々の夫婦の直面している問題について、専門家を交えて話し合い、解決の途を探ることができるだけでなく、個々の夫婦の事例に引き直して子女養育案内の内容を敷衍し、親教育の効果を根付かせることも

¹⁴ 離婚相談委員となるべき人材を発掘するのは家庭法院調査官の重要な職務とされている。家庭法院調査官は大学や外部の相談機関と連携して離婚相談員の候補者を発掘する。候補者については、経歴や活動地域、家庭法院との従前の関わり等の見地から審査、面接で適格性が審査され、審査が通ると、家庭法院長から離婚相談員の活動を委嘱される。委嘱期間は1年であり、相談実績や当事者の評価等を踏まえて、再委嘱するかどうかが判断される。

できる。また、子の養育事項に関する協議の過程で夫婦間に意見の相違が生じているような場合には、離婚相談委員が調整の役割を果たし、協議が円滑に行われるようサポートしている。

エ 釜山家庭法院の取組（「インテンシブ親教育」の実施、離婚案内以外の親教育プログラムの「義務化」）

（ア）釜山家庭法院では、親教育を強化するため、「インテンシブ親教育」という独自の親教育プログラムを実施している。

インテンシブ親教育とは、子の特性に応じた効果的な養育態度、適切なコミュニケーションの方法、面会交流を上手に行うコツといった事項について、通常の子女養育案内を一步進めた内容の親教育プログラムである。目標、プログラムの構成等については、家事調査官が大学教授等、見識のある者の意見を取り入れて作成し、実施については、釜山健康家庭支援センターに委嘱している。

インテンシブ親教育の受講を希望する父母は、離婚案内における通常の子女養育案内を受けた後、1～3週間以内に受講日を予約してインテンシブ親教育を受ける。インテンシブ親教育は1回当たり2時間のプログラムであり、月に3回開催されている。

（イ）釜山家庭法院では、離婚相談、インテンシブ親教育といった子女養育案内以外の親教育プログラムの中から、少なくとも一つを受けなければ離婚意思の確認期日を指定しないこととし、これらの親教育プログラムの受講を事実上、義務付ける運用をしている。

こうした取組は2010年12月以降に開始されたものであり、当初、小学生以下の子どもを持つ夫婦だけを対象としていたが、2014年8月からは、未成年の子を持つ全ての夫婦を対象とするようになった。

（3）子の養育事項に関する協議書又は審判書正本の提出

ア 子の養育事項に関する協議書の作成に当たっては、「子の養育と親権者決定に関する協議書」という定型の様式（資料2）が利用されている。同書式は、「1. 親権者及び養育者の決定」、「2. 養育費用の負担」、「3. 面会交流の有無及び方法」の各欄から構成される。チェック方式による回答部分も多く、各欄の下には一般的な注意事項が記載されている。分量は2頁である。協議書は離婚意思の確認期日の1か月前までに提出しなければならない。

なお、家庭法院からは、同協議書の作成要領が配布されている。

イ 各欄における記載事項等は概ね以下のとおりである。

（ア）「1. 親権者及び養育者の決定」の欄

子ごとに親権者と養育者を記載する。共同親権を選択することも可能で

ある。

注意事項として、親権者と養育者とが一致することが原則であること、養育者には父母がなるのが原則であること、共同親権とした場合には、子の入学、入院、子のための物品購入時等に父母が連絡を取り合う必要があることが記載されている。

(イ) 「2. 養育費の負担」の欄

支払う者、支払を受ける者、支払方法（定期金、一時金）、支払日、支払を受ける口座を記載する。

注意事項として、養育費の支払がなかつたり、養育費の額が過度に少なかつたりする場合には、子の福利に反するとして、離婚意思の確認がされないことがあること、養育費を支払えない場合には「その他」欄にその旨及び理由を記載しなければならないことが記載されている。また、家庭法院から配布される作成要領には、父母の収入資料（源泉徴収票や不動産賃料収入に関する証明資料等）を添付しなければならないことが記載されている。

なお、養育費を支払えない場合には、別途、財産及び養育費支出等に関する陳述書を家庭法院に提出し、父母の職業・給与、住居及び財産の状況等を明らかにしなければならない。

(ウ) 「3. 面会交流の有無及び方法」欄

日付（毎月〇週目〇曜日/毎週〇曜日/その他）、開始時間及び終了時間、引渡場所、面接場所、その他（面会交流時の注意事項）を記載する。

注意事項として、面会交流を実施しないこととしたり、過度に制限したりする場合には、子の福利に反するとして、離婚意思の確認がされないことがあること、面会交流を制限すべき特別の事情がある場合にはその事由を弁明する必要があること、最低限、月1回以上の面会交流を実施することが望ましく、外国に居住していても、学校の長期休暇を利用したり、手紙や電話を利用したりして面会その他の交流を行うべきであることが記載されている。

なお、面会交流については、月に2回、週末の宿泊付きでの面会と夏・冬の長期休暇時における7日間の面会を加えるという条件で取り決められることが多い（もっとも、3歳未満の乳幼児については、非養育親との愛着関係が形成されていないことが多いので、当分の間、日中の数時間の面会交流を継続し、十分な愛着関係が形成されてから、宿泊付きの面会交流を行うのが通常である。）。

ウ 熟慮期間中に子の養育事項について夫婦間で協議が調わない場合には、家庭法院は、夫婦からの請求又は職権によって、子の養育事項について審判を

することができる。この場合には、審判書正本が協議書に代わることになる。

もっとも、審判に至る事例は少なく、協議が調わなければ直ちに離婚訴訟の提起に至る事例がほとんどである。

(4) 離婚意思の確認等

ア 夫婦双方は離婚意思の確認期日に出頭しなければならない。

担当裁判官は、夫婦1組ずつ個室に呼び、法院事務官立会の下、夫婦の陳述を聴き、協議書又は審判書正本を確認する。担当裁判官一人が一日に担当する件数は数十件程度であり、1件につき、数分で終わることも多いが、中には数十分に及ぶものもある。

イ 養育費の額については、ソウル家庭法院が2012年5月31日に公表した「養育費算定基準表」¹⁵があるが、当事者や法院を拘束するものではないため、同基準表により算定される額と協議によって定められた額とが符合しているか否かについて、厳密なチェックは行われていない。両者のかい離が大きい場合でも、非養育親に養育費を負担する意思がある限り、再協議が促されるだけであり、離婚意思の確認自体がされなかつたり、補正が命じられたりすることは基本的ない。

なお、養育費の負担に関しては、後述のとおり、離婚意思の確認の際に、養育費負担調書が作成され、同調書は債務名義とされる。そのため、現物での給付等、金銭執行の債務名義として記載することができない事項については、補正が命じられる。

ウ 面会交流に関しては、長期的かつ規則的に実施される必要があるとの観点から、面会交流の実施を当事者又は子の意思に係らしめるような取決めについては、補正が命じられる。

エ 夫婦双方が離婚意思の確認期日に2回欠席したときは、離婚意思の確認申請が取り下げられたものとみなされるため、実務上、当事者の申請が維持されているにもかかわらず、離婚意思の確認がされないケースというのはほとんどない。

なお、確認申請が取り下げられたものとみなされる事件の割合は全体の3割前後に上る。

第3 裁判離婚手続における子の養育事項の決定の概要

1 韓国民法及び家事訴訟法の規律

(1) 韓国民法の規律

¹⁵ 子が都市に居住する場合と農漁村に居住する場合の2パターンがあり、父母の合算所得と子の年齢に応じて、一定幅で養育費の額が決まり、これを各自の分担比率に応じて父母に負担させるものとなっている。2012年7月に解説書が発刊され、全国の法院に配布された。

ア 養育すべき子がいる夫婦が裁判上の離婚をする場合には、養育者の決定、養育費の負担並びに面会交流権の行使の有無及び方法について協議により定めなければならない（843条・837条1項、2項）。

家庭法院は、上記協議が子の福利に反する場合には、補正を命じ、又は職権によって、子の意思、年齢及び父母の財産状況その他の事情を考慮して、養育者の決定、養育費の負担並びに面会交流権の行使の有無及び方法を定めることができ（843条・837条3項），夫婦間で協議が調わない場合には、当事者の請求又は職権によって、これらの事項を定めることができる（843条・837条4項）。

イ 家庭法院は、裁判上の離婚において、職権で親権者を指定する（909条5項）。

（2）家事訴訟法の規律

ア 離婚訴訟を提起する場合には、あらかじめ調停を申し立てなければならず（家事訴訟法50条1項。調停前置主義。），これに反して提訴がされた場合には、家庭法院は、事件を調停手続に回付しなければならないが（同条2項本文），公示送達によらずには当事者の一方又は双方を召還することができなかつたとき又は事件を調停に回付しても調停が成立できないと認めるときは、事件を調停手続に回付することなく、訴訟を進行させることができる（同条2項ただし書）。

イ 家庭法院は、離婚の請求が認容されたときに誰を未成年の子の親権者として指定するかについて、父母にあらかじめ協議することを勧告しなければならない（同法25条）。

ウ 家事事件の訴えが提起された場合には、家庭法院は、事件の解決のために特に必要と認められるときに、職権又は当事者の申立てにより、子の監護と教育のための処分等、適当と認める処分（以下「事前処分」という。）を行うことができる（同法62条1項）。

2 離婚訴訟手続の一般的な経過

（1）調停前置主義が採られているにもかかわらず、8割以上の事件は調停を経ないまま提訴される。提訴されると、訴状審査を経て、訴状が送達される。その後30日以内に答弁書が提出される。

答弁書が提出された段階で調停委員会に事件を回付することもある。調停委員会に事件を回付する場合には、調停委員会が結論を出すのに6か月ほどかかる。

（2）調停委員会に事件を回付しない場合には、答弁書の提出に続いて、家事調査官による家事調査を行うことが多い。家事調査には3か月ほどかかることもあ

る。

その後、争点整理手続を2～3回ほど実施する。これには3～4か月ほどかかるが、不動産の鑑定を要する場合には、それだけで6か月ほどかかることがある。

- (3) 争点整理が終わると、3～6か月ほどかけて、審理を行い、結審後1～2か月ほどで判決を言い渡す。訴状の受理から判決言渡しまでに1年6か月から1年8か月ほどかかる事案が多い。

3 離婚訴訟手続における子の養育事項の取り決めの実情

- (1) 子の養育事項は、家事調査の結果等を踏まえ、判決で定められる。

もっとも、韓国では調停前置主義が十分に機能していないこともあって、訴訟提起後も調停手続に回付するなどして夫婦間の合意形成が目指されている。また、判決後を見据えた父母の協力関係を構築すべく、訴訟手続の中で親教育プログラムが実施されるなど、夫婦間の葛藤を低下させるための調整的な働き掛けが行われている。

また、判決が言い渡されるよりも前の段階で、子の監護と教育のための事前処分によって定められた内容が、その後の手続において、当事者が子の養育事項を自主的に取り決めるなどを容易にし、あるいは、離婚後の養育費の支払や面会交流の実施が円滑に履行されるための素地を形成するなど、重要な役割を果たしている((4)参照。)。

- (2) 離婚訴訟における親教育プログラム

裁判官は、訴訟係属中、養育すべき子のいる夫婦について、通常、以下のような親教育プログラムのいずれかを受けるよう勧告する。親教育プログラムを受けたことが訴訟記録で確認できない限り、次回期日を指定しないという運用も一部でされており、こうした運用の下では、上記勧告により、当事者は親教育プログラムの受講を事実上の義務付けられているといえる。

ア 子女養育案内

(ア) 協議離婚の場合と同様、集団講義の形式で行われるが、協議離婚の場合と異なり、夫婦は双方一緒にではなく、片方ずつ参加する。また、講義を担当するのは家事調査官であり、プログラムに要する時間も1時間半程度となっている。

(イ) 内容としては、協議離婚における子女養育案内と重複する部分(親の葛藤が子どもに与える影響、子どもの年齢に応じた親として望ましい態度等)もあるが、離婚訴訟の当事者が高葛藤であることを踏まえ、親自身の心理状態や葛藤のコントロール等に重きを置いた内容となっている(詳細は(ウ)(エ)を参照)。

(ウ) 親自身の心理状態としては、離婚紛争下で周りが見えず、非理性的な行動をとりがちな心理状態であることを指摘する。そして、参加者に対し、夫婦間の問題と親子間の問題を区別できない結果、相手を罰しようという思いが先行し、子どもの前で互いに非難したり、子どもを取引の材料に使ったり、非養育親と子との長期間の断絶を生じさせたりしていないかを問い合わせて、自らの言動を振り返らせる。その上で、子どもの福利のためには、親自身が自分を見つめ直し、正しく自分の心理状態を把握することが出発点であることを念押しする。

(エ) 親自身の葛藤をコントロールすることに関して、訴訟等に臨む親の態度並びに訴訟等で解決すべき事項及び協議を円滑に進める方法を説明する。

具体的には、勝ち負けではなく、子どもの問題を解決するという態度で訴訟等に臨むべきであり、そのためには、父母が協力しなければならないことを強調する。その上で、父母の高葛藤が子に多大な悪影響を与えることを引き合いに、不満な点があっても、まずは親として協議の席に着き、問題を解決しようとする態度を示すことが重要であり、そうした態度は子どもの適応にも好ましい影響を及ぼすことを指摘して、平和的な協議による解決の必要性を訴える。

また、子の福利の観点からは、面会交流と養育費の支払の確保こそが訴訟等で最優先に解決すべき事項であり、協議を円滑に進める上では、アイ・メッセージ¹⁶を送ること、細かいことに気を取られず、重要なことに集中すること、相手の言うことをじっくり聞きながら、ゆっくり協議することが有益であることを紹介する。

イ 離婚相談

(ア) 家事調査官は、事実の調査の結果、離婚相談が必要であると判断した場合には、当事者に対して離婚相談の重要性を説明し、当該事案の相談委員にふさわしい者を選んだ上で、裁判官に対し、離婚相談の勧告をすべき旨の意見を述べる。これを受け、裁判官は当事者に離婚相談を受けるよう勧告する。

なお、相談委員として選ばれた者が外部の者である場合には、裁判官は、当事者が当該外部の者に相談できるように、家事調査官に対して調整措置命令を発する。調整措置命令を受けた家事調査官は、相談委員との間で離婚相談の日程等の調整をする。

(イ) 相談回数は平均10回程度であるが、当初の予定よりも相談回数を延長

¹⁶ 「アイ」という発音はハングルで「子ども」を意味する。これに、アルファベットの「I(私)」をかけて、「私(親自身)が幸せになれば、子どもも幸せになれる。子どもを幸せにするためには親同士でいがみ合うことをやめよう」というメッセージを「アイ・メッセージ」と呼んでいる。

することもできる。夫婦揃っての相談だけでなく、夫婦の一方だけとの相談も実施されている。

(ウ) 家事調査官は、相談終了後、通常は2週間以内に相談委員から相談に関する報告書の提出を受けるので、同報告書と当事者の意見を参考に、家事調査官自らも報告書を作成し、裁判官に意見を述べる。

ウ インテンシブ親教育（釜山家庭法院の独自の取組）

第2の2(2)エを参照¹⁷。

エ 親子キャンプ

(ア) 家庭法院と健康家庭支援センター等の外部の専門機関とが連携して実施する面会交流の支援プログラムである。6か月ほど面会交流を実施できていない非養育親と子を念頭に置いたプログラムであるが、養育親も参加することがある。家庭法院からも家事調査官が参加している。

(イ) 参加者は、親子間の交流の場面でどのように振る舞えばいいのかといった事項について、事前にオリエンテーションを受ける。親子キャンプでは、久しく交流のなかった親子が一緒に食事の準備をしたり、体を動かして遊ぶレクリエーションをしたりする。また、親同士のグループで相談会を開き、これまでの自身の行動を振り返ったり、今後改善していくべき点を話し合ったりする。

(ウ) 親子キャンプの結果、非養育親との面会交流を拒否していた子や養育親が面会交流に積極的になり、その後、調停に付した結果、調停が成立したという事例もある。家事調査官は、キャンプの結果、親子にどのような変化が生じたかを把握し、以後の調整措置に繋げていくことになる。

(3) 裁判離婚における父母の葛藤低下に向けた新たな取組（ソウル家庭法院の取組）

ア ソウル家庭法院では、父母間の葛藤の低下こそが子の福利のために重要であるという認識の下、訴訟手続の中で父母間の葛藤が高まることを予防し、高葛藤状態になる前に父母に対して効果的な働き掛けを行うとともに（早期介入）、離婚後の面会交流支援も行う（事後管理）という新たな家事事件管理モデルを試行している。

イ 具体的には、まず、早期介入の前提として、訴状の書式にチェックリスト形式の記載欄を多数設けることで自由記載欄を大幅に減らし、被告を非難する内容が訴状に記載されないようにして、訴状の記載を契機に原被告間の葛藤が高まらないようにした。また、提訴前に父母が子女養育案内の内容を知ることができるようするため、ソウル家庭法院のホームページに子女養育

¹⁷ なお、裁判離婚と協議離婚とで、インテンシブ親教育の内容に差異があるかどうかについては確認できなかった。

案内用のDVDとパンフレット「父母」をアップロードした。

ウ その上で、早期介入として、離婚訴訟の当事者に対し、提訴後1か月以内に子女養育案内を受講させることとし、可能な限り、第1回弁論期日前に事件を調停手続に回付することとした。事件が調停手続に回付されると、直ちに調査命令（早期介入調査命令）が発せられ、受命した家事調査官は、2か月以内に、当事者に対して働き掛けを行うなどして、調停成立を目指すことになる（早期介入調停）。

韓国では、法律上、調停前置主義が採られているものの、調停の前置が訴訟要件とされているわけではなく、協議が調わなければ直ちに提訴する者が多いため、8割以上の離婚訴訟が調停を経ないで提訴されている。そのため、話し合いによる解決が十分に見込まれるにもかかわらず、調停を経ないまま提訴され、訴訟係属中に高葛藤な状態になってしまう事案が少なくない。そこで、提訴後、高葛藤な状態となる前の段階で、速やかに事件を調停手続に回付し、家事調査官が当事者に対して働き掛けを行うことで調停成立を目指す取組を行うようになった。

家事調査官は、早期介入調査命令を受けると、電話を掛けるなどして、原告の悩みを聞いて相談に乗ったり、調停手続の利点や重要性を説明したり、子の状況、養育費の支払状況及び面会交流の実施状況等を確認したりすることで、正式な調査には至らない程度の簡単な働き掛けをしている。希ではあるが、家事調査官が電話ではなく、当事者と直接面会することもある。家事調査官は、こうした働き掛けにより得られた情報を家事調停長（裁判官）に報告する。このときに、養育費の支払や面会交流の実施がされていない事案については、職権で事前処分がされるべき旨の意見を述べることもある。現在は、経験年数の長いベテランの家事調査官が担当している。この取組は、Differentiated Case Managementの考え方¹⁸に加えて、日本における「家裁調査官による手続選別」の際に、必要に応じて家裁調査官が当事者に電話をかけて補足的に情報収集を行っていることを参考にしたものである。

エ 他方、事後管理として、面会交流センターによる支援がある。

（ア）面会交流センターは2014年11月にソウル家庭法院の1階に開所された施設であり、面会交流のための適切な場所がない場合等に、家庭法院内の中立的で安全なスペースを面会交流の場所又は面会交流の際の子の引渡しの場所として提供している。毎日（週末を含む。公休日除く）午前10時から午後6時まで運営している。

（イ）ソウル家庭法院の部長判事が面会交流センターを全般的に管理・監督す

¹⁸ Differentiated Case Management (DCM) とは、裁判所において事件の性質に合わせた取扱いを行うことを目的とした諸活動を指す概念である。

るセンター長となり、裁判官1名と専門調査官1名が面会交流センター運営委員としてこれを補佐している。実際の支援サービスを行う面会交流相談委員には、児童福祉学科の博士課程の専門教育を受けた外部の者があてられている（1年間の任期で委嘱されており、2015年には16名の面会交流相談委員が委嘱された。）。面会交流相談委員は2名1組で支援サービスを行っている。

(ウ) 利用できるのはソウル在住の13歳未満の子がいる離婚後の父母であり、同センターを利用することにつき合意をしていることが必要とされる。また、利用に当たっては、事前に相談及びオリエンテーションを受けなければならない。

月2回、6か月間利用することができ、1回あたりの利用時間は2時間である。再申請により6か月以内に限り、利用期間を延長できる。ただし、無断で2回以上欠席した場合や規則を破った場合には、支援サービスを打ち切られる。

(エ) 開所後、2015年10月までの間に合計55件の申請が受理され、面会交流の場を提供する支援は181回、面会交流の際の子の引渡しの支援は14回実施された。

(4) 子の監護と教育のための事前処分

ア 離婚訴訟では、通常、提訴と同時に、子の監護と教育のための事前処分の申立てがされることが多い。

事前処分の申立て後、1か月以内に事前処分のための期日が指定され、遅くとも、申立てから3～4か月以内には、養育費の負担や面会交流の実施について、事前処分の決定がされる。

イ 養育費の負担については、前記の「養育費算定基準表」が一応の参考にされており、面会交流の実施については、月に2回、週末の宿泊付きでの面会に夏・冬の長期休暇時における7日間の面会を加えるという条件で決定されることが多い（もっとも、3歳未満の乳幼児については、非養育親との愛着関係が形成されていないので、当分の間、日中の数時間の面会交流を継続し、十分な愛着形成がされてから、宿泊付きの面会交流を行うのが通常である。）。面会交流の条件等をめぐり、家事調査が行われることもあるが、割合としては高くない。

ウ 事前処分の決定には執行力はないが、後述のとおり、事前処分に違反した場合には1000万ウォン以下の過料に処せられることがあり、養育費に関する事前処分に違反した場合に至っては、監置される場合もある。事前処分の決定がされる場合には、担当裁判官において、当事者に対し、これらの制裁があることに加え、事前処分に違反した事実は離婚訴訟の判決で不利益に

斟酌されることを警告している。多くの当事者はこうした担当裁判官による警告を重く受け止めている。

また、事前処分で定めたルールを継続することに特段の支障が生じない限り、子の養育事項について、事前処分と異なる判決がされることはない。

そのため、事前処分は判決の確定までの暫定的な処分ではあるが、大多数の事案において、当事者は、判決の確定まで、事前処分で決められたとおりに養育費を支払い、面会交流を実施している。そして、判決の確定時には、既に、事前処分で取り決められたとおりに子の養育を行う実績が夫婦間に形成されていることもあり、多くの事案では、判決確定後も、子の養育事項について任意の履行がされている。

第4 子の養育事項の取決めの履行確保に向けた法制度等

1 養育費の履行確保に関する民法及び家事訴訟法上の強制的措置

- (1) 養育費の負担に関する執行力ある債務名義の正本があれば、債権者は、これに基づき、債務者の財産について、金銭執行をすることができる。
- (2) さらに、2009年5月8日の養育費の履行確保等のための民法及び家事訴訟法の一部改正により、以下のとおり、養育費の負担に関する執行力ある債務名義の取得を容易にする制度や強制執行に至る前に義務を履行させるための強制力のある制度が新設された。

ア 協議離婚手続において養育費の支払に関して執行力ある債務名義を取得できる制度（民法836条の2第5項）

協議離婚の場合には、離婚意思の確認期日において、養育費の負担に関する協議書の記載を確認し、養育費負担調書が作成される。同調書は執行力ある債務名義となるので、協議離婚をした養育費債権者は、別途、養育費の支払を受けるために家事審判等を申し立てる必要はない。

イ 離婚訴訟又は養育費の負担に関する家事非訟事件において非養育親の財産を開示させる諸制度

（ア）非養育親に対する財産明示命令（家事訴訟法48条の2）

家庭法院は、特に必要と認めるときは、養育親の申立て又は職権により、非養育親に対して、その財産状況を明示した財産目録の提出を命ずることができる。

（イ）公共機関、金融機関等に対する財産照会（同法48条の3）

家庭法院は、財産明示命令に基づき提出された財産目録だけでは事件の解決が困難な場合には、養育親の申立て又は職権により、公共機関、金融機関その他の団体に対し、非養育親名義の財産について照会することができる。

きる。

ウ 養育費債権に関する執行権原を持つ債権者（養育費債権者）が、同人に対して養育費を定期的に支給する義務を負う者（養育費債務者）から、養育費の支払を受けることを確保する諸制度

（ア）養育費直接支給命令（同法63条の2）

家庭法院は、養育費債務者が正当な事由なく2回以上養育費を支給しない場合には、養育費債権者の申立てにより、養育費債務者への給与支払債務を負う所得税源泉徴収義務者に対し、養育費債務者の給与から定期的に養育費を控除し、これを養育費債権者に直接支給するよう命ずることができる（養育費直接支給命令）。

養育費直接支給命令には、差押命令及び転付命令が同時に発せられた場合と同一の効力が認められている。また、期限が到来していないものについても養育費直接支給命令を発することができる。

（イ）担保提供命令及び一時金支払命令（同法63条の3）

家庭法院は、養育費を定期金で支給させる場合において、その履行を確保するため、養育費債務者に相当の担保を立てるよう命じることができ、養育費債務者が正当な事由なくその義務を履行しない場合には、養育費債権者の申立てにより、養育費債務者に相当の担保を立てるよう命ずることができる（担保提供命令）。

養育費債務者が担保を立てるべき期間内に担保を立てなかった場合には、家庭法院は、養育費債権者の申立てにより、養育費の全部又は一部を一時金として支給するよう命ずることができる（一時金支払命令）。

（ウ）養育費の支払義務者に対する履行命令（同法64条）

家庭法院は判決、審判、調停、調停に代わる決定又は養育費負担調書によって養育費の支払義務を負うとされた者が正当な理由なくその義務を履行しない場合は、権利者の申立てによって一定の期間内にその義務の履行を命ずることができる（履行命令）。

なお、履行命令を発するときは、特別な事情がない限り、あらかじめ当事者を審問して義務の履行を勧告し、履行命令に違反した場合の制裁を告知しなければならない。

エ 義務違反に対する制裁

（ア）ウの諸命令及び養育費の負担に関する事前処分に正当な理由なく違反した者に対する制裁

家庭法院は、権利者の申立て又は職権によって、1000万ウォン以下の過料に処する（同法67条、67条の2、67条の3）。

（イ）養育費の支払に関する履行命令に正当な理由なく違反した者に対する

制裁

家庭法院は、養育費の定期的支払の履行命令を受けた者が正当な理由なしに3期以上その義務を履行しなかったとき又は養育費の一時金支払の履行命令を受けた者が、正当な理由がなしに30日以内にその義務を履行しないときは、30日以内の範囲で、その義務が履行されるまで義務者を監置に処することができる（同法68条）。

2 面会交流の取決めの履行確保に関する強制的措置

家庭法院は、権利者の申立て又は職権によって、正当な理由なく事前処分で定められた面会交流を実施しない者を1000万ウォン以下の過料に処する（家事訴訟法67条）。

なお、立法段階で、面会交流の取決めの履行確保手段として監置を用いることが検討されたものの、監置によって面会交流を強制することは子の福利の観点から望ましくないとされた。そのため、養育費の場合とは異なり、面会交流の取決めの履行確保手段として監置を用いることはできない。

3 その他の制度・取組

(1) 第2の2、第3の3(2)(3)で述べたとおり、子の養育事項の取決めがされる過程においては、親教育プログラムの実施等、当事者間の葛藤を低下させる種々の取組がされており、こうした取組によって、任意の履行が確保されている面がある。

(2) 第3の3(4)で述べたとおり、訴訟に至る事案においては、判決確定までに、事前処分で定められた内容に基づき、子の養育に関する実績が積み重なっていることによっても、判決確定後の任意の履行が確保されている面がある。

(3) 面会交流の取決めについては、第3の3(3)エで述べたとおり、面会交流センターの支援により、任意の履行がサポートされている。

なお、ソウル以外の地域では、健康家庭支援センターなど、外部機関などの資源が活用されているようであるが、詳細は不明である。

(4) 養育費の履行確保及び支援に関する法律に基づく措置

ア 2014年3月24日に養育費の履行確保及び支援に関する法律が成立し、翌日から施行されている。同法は、養育親が自ら訴訟等を通じて養育費を確保することには時間も費用もかかることを踏まえ、韓国健康家庭振興院に履行管理院を置き、女性家族部¹⁹長官が任命する履行管理院長の下、履行管理院に養育費確保のための支援事業を行わせることとしている。

イ 履行管理院は、①養育費に関する相談事業、②養育費に関する協議成立支援事業、③養育費の履行確保のための法律支援事業（各種の裁判手続の申立

¹⁹ 女性家族部（Ministry of Gender Equality & Family）とは、女性政策の企画及び女性の地位向上、家族政策、児童福祉、青少年の育成等を所管する中央行政組織である。

て支援), ④一時的な養育費緊急支援等のほか, ⑤養育費債権の取立て支援も行っている。

第5 弁護士の認識等

以下, 弁護士の立場から見た家庭法院の各種の取組等に対する認識等について記載する。

1 離婚手続全般について

弁護士は, 依頼者とその配偶者が離婚の可否及び条件について合意できる場合には, 合意形成のために仲裁者として関与する。子の養育事項に限らず, 財産分与や慰謝料についても全て合意が形成できる場合には, 依頼者に離婚意思確認申請をしてもらうことになる。他方で, 離婚に関して一部でも合意が形成できない事項がある場合には, 調停手続を経ずに直ちに離婚訴訟を提起することになるのが通常である。韓国の弁護士によると, 財産分与や慰謝料を含め, 全ての点で合意が形成できない限り訴訟で徹底的に争わなければ気が済まないという当事者が多いとのことである。こうした国民性もあって, 弁護士の中には, 提訴後早い段階で調停手続に回付する取組について, その有用性を疑問視する者もいるようである。

2 親教育プログラムについて

- (1) 弁護士の間では, 親教育プログラムは, 離婚しようとする父母に対し, 自分達が離婚後, 子の養育にいかなる責任を負うかを認識させる上で, 有益な取組であると評価されている。また, 親教育プログラムの受講について当事者からの抵抗は少ないようであり, 親教育プログラムの実施が手続の長期化原因になっているとは認識されていない。
- (2) 他方で, いわゆる高葛藤事例では, 親教育プログラムの実効性に限界があるといった意見も聞かれた。特に, 親教育プログラムのうち, 父母間の葛藤の低下に向けられたものについては, 既に破綻している夫婦関係の修復を無理強いされているかのような誤ったメッセージとして受け止められることもあり, 弁護士の中には, その有用性を疑問視する者もいるようである。

3 養育費や面会交流の取決めに関する履行確保について

(1) 養育費の取決め及び履行確保について

多くの弁護士には, 第2及び第3で記載した親教育プログラムの実施や第4に記載した一連の法改正等によって, 養育費は支払わなければならないものであるとの認識が一般的になった結果, 養育費の支払でもめる事例が少くなり, 養育費が任意に支払われるようになったという実感があるようである。

(2) 面会交流の取決め及び履行確保について

ア 韓国民法上、面会交流は非養育親及び子の権利とされていることに加え²⁰、親教育プログラムの実施等を通じ、裁判所から繰り返し、面会交流を実施する必要性が説明され、弁護士もそれに沿った説明をしているため、DV事例や親に精神疾患がある等一定の場合を除き、離婚に際して面会交流の取決めをしなければならないとされていることについて、異議を唱える当事者はほとんどいないようである。

イ また、弁護士の間でも、面会交流の内容は、ある程度定型化されており、月2回、週末の1泊2日、夏・冬の長期休暇時に各1週間ほどの宿泊付きの面会交流を行う（ただし、3歳未満の乳幼児については、当分の間、日中の数時間の面会交流を継続し、十分な愛着形成がされてから、宿泊付きの面会交流を行う）ことが通常と捉えられている。

なお、面会交流の取決めをしなければならないという認識の下、これまでに様々な試行錯誤が行われてきた結果、現在では、特別の事情がない限り、上記の内容で面会交流の取決めがされることがほとんどであり、個々の事例において当事者の意向を聴きながら面会交流の内容を細かに協議することはあまりされていないとの意見も聞かれた。

ウ 離婚訴訟では、事前処分により当面の面会交流のルールが定められることが、離婚後の円滑な面会交流の実施に極めて重要な意義を有しているとの意見が多く聞かれた。事前処分に従わない場合には過料の制裁があること、判決に不利な影響を及ぼすことになることなどが裁判官から明確に警告されることが当事者にとって大きなインパクトを持っているようであり、事前処分がされると、離婚訴訟の係属中、事前処分によって定められたルールに従って面会交流の実績が積み重なっていくようである。韓国の弁護士の中には、こうした「訴訟係属中の実績作り」が、子の養育事項の取決めを離婚後に円滑に履行させる上で極めて重要な意義を有しているとの認識があるようである。

エ 他方で、せっかく面会交流の取決めをしても、2～3年程度で会う頻度が少なくなる事例も一定割合あり、中には、非養育者が再婚するなどして子に会わなくなるケースもそれなりにあるようである。

第6 まとめ

1 我が国では、養育すべき子のある夫婦は離婚の際に子の養育事項を取決めることが法律上義務付けられておらず、この点で韓国の法制度と前提において大きく異なっている。また、我が国では、協議離婚手続に家庭裁判所は関与していない

²⁰ 注3を参照。

し、離婚訴訟手続において家庭裁判所が当事者に対して子の養育事項の取決めをするよう働き掛けることは法律上要求されておらず、これらの点でも韓国の法制度と大きく異なっている。加えて、韓国には我が国にはない諸制度（事前処分のほか、養育費直接支給命令や財産開示命令等の諸制度等）があり、これらの制度の持つ法律上又は事実上の強制力を背景にして、当事者に対する働き掛けが行われている面もある。そのため、離婚手続における家庭法院の取組を我が国の実務で参考とする場合には、こうした法制度の違いに配慮した慎重な検討が必要である。

- 2 しかしながら、離婚後の子の養育に対する親自身の無理解や離婚紛争下における親の高葛藤状態が子の養育事項の取決めや円滑な履行を妨げる阻害要因となっているという基本認識及び子の福利の観点からすると、離婚紛争の早期の段階で、これらの阻害要因を取り除いておく必要があるという問題意識は、我が国の家庭裁判所においても十分共有できるものといえる。実際、我が国の家庭裁判所においても、離婚をめぐって対立する夫婦の間に挟まれた小学校低学年の子の心情について理解を促す内容の動画の配信や DVD の作成が行われているし²¹、一部の府では、家裁調査官が離婚調停事件の当事者に対し、「離婚調停ガイド」として、年齢や発達段階が異なる子の心情や離婚に伴って生じる法的な問題（親権、面会交流及び養育費等）に関する網羅的な説明を行う取組が既に試行されている²²。我が国の調停手続においても、離婚後の子の養育に対する当事者の認識を改めさせ、夫婦間の葛藤を低下させるために家庭裁判所が種々の働き掛けが行われていることからすれば、韓国の家庭法院における取組を調停手続の一層の充実という観点で参考にすることは有益なように思われる。
- 3 このような観点から、第2以下で述べた韓国の家庭法院の取組が我が国の調停手続等にいかなる示唆を与えるかを包括的に検討することは小職らの能力を超えるものであるが、検討のきっかけとして、数点ほど気づいた点を素描することにしたい。
 - (1) 韓国の裁判離婚手続で行われる子女養育案内において、父母自身のメリット（例えば、紛争下で精神衛生が損なわれているところ、それをコントロールできるようになるとか、気持ちが軽くなるとか、前向きに生活していけるとか）

²¹ 裁判所ウェブサイトでは、動画「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」を配信し、離婚や面会交流をめぐる調停手続に向け、父母として子どものために配慮すべき一般的な事項を説明している。また、離婚調停の当事者となった父母において、調停期日の待合時間等に視聴できるよう、DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」を作成し、各地の家庭裁判所において活用している。同DVDは、「ドラマ編」、「解説編」、「面会交流編」及び「まとめ編」で構成されている。

²² 初回の調停期日の待合時間を利用して、家庭裁判所で独自に作成した視聴覚教材を用いて解説するというものである。子どものいる夫婦関係調整調停（離婚調停）のうち、家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会っている事案の一部で実施されている。ガイダンスの内容は、①離婚を考えたときに話し合う事柄、②離婚や別居が子に与える影響、③子どものためにできる配慮、④親の役割と責務という4つのパートからなる。

に引き直して適切な働き掛けを行い、離婚後の子の養育において果たすべき親の責任に関する認識を定着させていこうとしている点は、上記の「離婚調停ガイドンス」や期日間又は期日における調査官関与の在り方を検討する上で示唆的であるし、当事者が申立てまでに利用できる情報（パンフレット、リーフレット、動画配信など）の内容を工夫していく際のヒントになるように思われる。

なお、弁護士からは、韓国の親教育プログラムも高葛藤事例では効果を發揮し切れていないとの意見も聞かれたところである。我が国における今後の取組においても、夫婦関係の葛藤をいかに親子関係から切り離すことができるか、子のための夫婦間の協力が重要であることを伝えるに当たり、葛藤の程度に応じて、どこまでの内容を盛り込むべきかという点が焦点となってくるようと思われる。

- (2) 韓国の離婚相談や親子キャンプといった取組を我が国の離婚調停手続に直ちに取り入れることは困難であるが、こうした取組は、裁判所が中立的な立場で行う働き掛けとは別の切り口から外部の専門機関が当事者に働き掛けを行うことが有益であると考えられた場合に、離婚調停手続との連携の在り方を検討するに当たって参考になるように思われる。また、子女養育案内後に、できる限り離婚相談を実施しようとする取組については、子女養育案内の効果を根付かせる上で有益な取組であるように思われる。子女養育案内の効果を、その後の当事者への働き掛けにおいてどのように図っていくかを検討するに際しては、離婚相談制度から学ぶべき点もあろうかと思われる。
- (3) 親教育プログラムを受講しない限り次回期日を指定しないことによって、親教育プログラムの受講を事実上義務付けるという運用については、そのままの形で取り入れることは困難であるとしても、韓国の家庭法院において、こうした運用が広く行われているという実態からすると、我が国において、親教育プログラムと同様の働き掛けをする場合においても、これを受講することがその後の手続において適切に評価されることを当事者に明確な形で示すなど、手続の中で、任意の受講を動機付ける手当てをする必要があるようと思われる。
- (4) 離婚手続を通じて、裁判官、家事調査官、離婚相談委員らが繰り返し養育費の支払や面会交流の実施の必要性を説明するとともに、手続の節目において、裁判官から当事者に対し、養育費の不払や面会交流の不実施がその後の手続で不利益に評価されることを明確に示したり、取決めを履行しない場合には制裁があることを警告したりするという運用については、韓国におけるような強力な制裁措置が我が国にはないことを考慮しても、当事者の任意の履行を確保する運用として示唆に富む。我が国においても、養育費は必ず支払わなければならないという説明は調停手続等で繰り返しされているものと思われるし、面会交流についても、子の福祉の観点からは子と非監護親との交流を継続すること

が望ましいとの基本認識の下、面会交流の実施がかえって子の福祉を害するといえるような特段の事情（非監護親による子の連れ去りのおそれがある場合や非監護親が子を虐待していた場合等）が認められない限り、面会交流の円滑な実施に向けて、非監護親・監護親間の協力関係の構築に向けた働き掛けを行っていくという考え方が提唱され²³、実務上も、多くの家庭裁判所において、こうした考え方沿った運用がされているものと思われる。今後は、こうした実務を前提に、養育費の不払や面会交流の不実施がその後の手続でどのように評価されるかについて、調停だけでなく訴訟も念頭に置きながら、どのような言葉で当事者に伝えていくべきかを検討する必要があるよう思われる。その際には、上記の韓国の家庭法院の運用は一つの考え方として参考になろう。

(5) 家庭法院や弁護士会への面談調査の結果、韓国では、離婚訴訟の提起後、子の養育事項に関する取決めの履行を確保する上で、事前処分の果たす役割が大きいことが明らかとなった。すなわち、ほとんどの事案では、離婚訴訟の提起とともに、子の養育に関する事前処分が申し立てられ、3か月ほどで子の養育に関する当面のルールが定められることになる。そして、事前処分の決定がされる際に、担当の裁判官が当事者に対し同ルールに違反した場合には離婚訴訟で不利益に斟酌されることなどを明確に警告することにより、訴訟係属中、当事者は事前処分で定められたルールに従って子の養育に関する実績を積み重ねていくことを強力に動機付けられる。その結果、離婚訴訟が終局した時点では、当事者間において、養育費の支払や面会交流の実施に関して十分な実績が積み重ねられることになり、離婚後も、子の養育事項に関する取決めが任意に履行される素地が形成されることになっている。こうした韓国の運用からは、例えば、離婚訴訟の提起後、面会交流が実施されていない事案において、面会交流の調停を申し立てるよう当事者に強く促し、同調停における試行的面会交流等の実施状況を離婚訴訟における判断に適正にフィードバックするという運用が考えられるが、こうした運用の適否も含め、離婚訴訟係属中における子の養育事項に関する当事者への働き掛けの在り方については、引き続き検討していく必要があろうかと思われる。

4 冒頭でも述べたとおり、韓国と我が国との間には、離婚手続等に関し、法制度上異なるところが少なくない上、本報告でカバーできた韓国の取組も一部にとどまっているため、本報告から直ちに我が国の運用に役立つ知見が得られるわけではないが、本報告が今後の我が国の離婚手続の運用改善のための一助となれば幸いである。

以上

²³ 「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方－民法766条の改正を踏まえて－」細矢郁ほか（家庭裁判月報64巻7号）

面 談 錄 (ソウル家庭法院)

日 時 平成27年11月30日 14:00~15:35

場 所 ソウル家庭法院 7階 会議室

先 方 李洙英部長判事, 張鎮英判事, 孝頤英判事, 宋賢鐘専門調査官

【概 要】

冒頭, 宋調査官から, 韓国の法制度やソウル家庭法院での取組に関する論文²⁴の紹介があり, 同論文に記載されている事項について概説的な説明があった。その後, 出席されたソウル家庭法院の判事らから同家庭法院における取組の実情等について, 以下のような発言があった。

○ ソウル家庭法院, 韓国における離婚制度等一般について

- 現在, ソウル家庭法院は, 相談・教育の分野に重点を置いている。そして, 「審判を乗り越えて回復と治癒」をスローガンに, 後見的・福祉的機能を拡大していく, 中長期的には, 民間の児童福祉関係機関や精神科医等の外部機関と連携しながら, 「問題解決法院」として地域社会における中核的機能を担っていきたいと考えている。
- 専門調査官は, ここ数年, 毎年10名~20名ほど増員されており, 今後も増員していく予定である。2016年には約130名になる予定である。
まだ数が少ないこともあり, 専門調査官の仕事のうち, 事実の調査以外の分野, 特に相談業務については, 外部の相談機関の職員や児童福祉分野の有識者に委嘱するなどしている。
- 2007年における全離婚件数中の協議離婚の占める割合は84.7%であったが, これが2014年には77.7%に下がった。2007年の民法改正も要因の一つであると思われる。なお, 2004年から2014年までの協議離婚件数, 裁判離婚件数は以下のとおりである。

(件数の単位は千件)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全離婚件数	138.9	128	124.5	124.1	116.5	124	116.9	114.3	114.3	115.3	115.5
協議離婚件数	117.3	110.7	107.9	105.1	90.8	94.4	87.8	86.4	86.4	86.9	89.7
(比 率 %)	(84.4)	(86.5)	(86.6)	(84.7)	(77.9)	(76.2)	(75.2)	(75.6)	(76.0)	(76.9)	(77.7)
裁判離婚件数	21	16.4	16.4	18.9	25.8	29.6	29	27.8	27.4	26.6	25.8
(比 率 %)	(15.1)	(12.8)	(13.2)	(15.2)	(22.1)	(23.8)	(24.8)	(24.4)	(23.9)	(23.1)	(22.3)

(「離婚統計」大韓民国統計庁)

²⁴ 「韓国法における親の離婚と子の養育について」(犬伏由子・宋賢鐘) 法学研究86巻1号1頁, 「韓国における協議離婚制度の改革と当事者の合意形成支援」(宋賢鐘・二宮周平) 立命館法学2012年3号574頁, 「韓国法における養育費の確保・面会交流センターの実務について」(宋賢鐘 犬伏由子・田中佑季監修) 法学研究88巻9号25頁。

○ 離婚訴訟の一般的な進行

- ・ 提訴に当たり調停を経ているかどうか、離婚に双方同意しているかどうか、財産分与の対象財産がどの程度あるか、養育権について争いがあるかどうかなどによって、進行は大きく異なるので、標準的な審理モデルというものはないが、例えば、以下のような進行が考えられる。
 - ① 提訴された日から30日以内に答弁書が提出される。
 - ② 答弁書が提出された段階で調停委員会に事件を回付することもある。調停委員会に事件を回付する場合には、調停委員会が結論を出すのには6か月ほどかかる。
 - ③ 調停委員会に事件を回付しない場合には、答弁書の提出に続いて、家事調査官による家事調査を行うこともある。家事調査には3か月ほどかかる。
 - ④ その後、争点整理手続を2～3回ほど実施する。これには3～4か月ほどかかる。
なお、不動産の時価鑑定を要する場合には、それだけで6か月ほどかかることがある。
 - ⑤ これらが終わると、3～6か月ほどかけて、審理を行う。
審理の終盤に裁判官から調停案を提示すると、当事者も応じることが多い。
 - ⑥ 結審後1～2か月ほどで判決が言い渡されることになる。
- ・ 訴状を受理してから判決言渡しまで2年以上が経過すると長期未済事件として分類されるので、2年を超えないように審理しているが、審理期間が1年6か月から1年8か月に及ぶ事案が多い。

○ 離婚手続における親教育の実際

- ・ 離婚意思確認申請事件における離婚案内は、当初、家事調査官が行っていたが、運用が定着してきたこともあり、現在では、離婚相談委員が行っている。また、現在、離婚案内で説明する内容からは財産分与及び慰謝料の説明をそぎ落とし、子の養育事項により焦点を絞った説明をしている。
- ・ 裁判離婚手続では、家庭法院から当事者に対し、子女養育案内、離婚相談、親子キャンプといった親教育プログラムを受けるように勧告している。当事者がこれらのプログラムを受講したかどうかは記録化される。受講したことが記録で確認できない限り、次回期日を入れないという運用がされることも多く、その場合には、当事者にとって、親教育プログラムの受講が事実上強制されることになる。
- ・ 親教育プログラムは、離婚手続中の父母の葛藤の緩和を目的としているので、当事者間で離婚事由の有無自体に争いがあるような離婚訴訟においても、基本的には実施されている。裁判官が実施の必要がないと判断した場合や深刻なDV被害があるために親教育プログラムの実施が相当でない場合のみ、例外的に実施さ

れないにすぎない。

- ・ 別居期間が1～2年の事案で、訴訟の途中で親教育プログラムを実施したところ、当事者が離婚を取りやめたケースもあった。

○ 離婚意思確認申請事件における近時の取組

～ 長期相談及び義務相談における長期相談案内～

- ・ 離婚案内の中で行われる子女養育案内は、複数の夫婦に対する集団講義という形式で行われ、講義には1時間程度しか時間をかけることができない。そのため、子女養育案内の効果は一般的な知識付与にとどまっているという指摘がされている。
- ・ 個々の父母に対し親教育の効果を根付かせるための制度としては、離婚相談があるが、離婚紛争の葛藤下にある父母に対し、1～2回程度の離婚相談を実施しても、十分な効果を上げることはできない。そこで、近年、ソウル家庭法院では、離婚案内を受ける全ての父母に対し、10回ほどの長期の離婚相談（長期相談）を受けるように勧告している。
- ・ 離婚相談の勧告を受けても、実際に離婚相談を受けるか否かは任意であるため、これまで、離婚相談の実施率は極めて低かった（全体の1割未満）。そこで、離婚案内の一環として、全ての父母に対し、短時間（20分以内）の離婚相談を義務付け（義務相談制度）、その中で、長期相談を案内する運用を開始した。この運用を開始してから、長期相談の実施件数は増加するようになった。実際、長期相談の実施件数は、2013年4月から2014年9月までの1年6か月間で120件であったが、2014年10月から2015年5月までの8か月間で176件に上っている。

○ 離婚訴訟事件における近時の取組

～ 家事事件管理モデル等～

- ・ ソウル家庭法院は、夫婦間の葛藤の低下こそが子の福利のために重要であるという認識の下、ウェブサイトで子女養育案内の教材を公開するなどして、夫婦が審理開始前から高葛藤にならないようにするとともに、提訴後、早期に夫婦間の葛藤に介入したり（早期介入）、事件終局後も面会交流の円滑な実施を支援したりする（事後管理）新たな取組（家事事件管理モデル）を試行している。
- ・ 上記の早期介入の前提として、訴状の書式にチェックリスト型の記載欄を大幅に導入するなどして、相手を非難する内容が訴状に書かれないようにしている。また、早期介入として、提訴後1か月以内に子女養育案内を実施するとともに、第1回弁論期日前に事件を調停手続に回付し、直ちに調査命令を発して（早期介入調査命令）、これを受命した家事調査官において、受命後2か月以内に、電話

等で、当事者に対する簡単な働き掛けを行い、以後、計画的に調停手続に関与して、早期の調停成立を目指している（早期介入調停）。

- ・ 早期介入の導入経緯について補足すると、法律上、調停前置主義が採られているものの、調停の前置が訴訟要件とされているわけではないため、8割以上の離婚訴訟が調停を経ないで提訴されている。そのため、話し合いによる解決が十分に見込まれるにもかかわらず、調停を経ないまま離婚訴訟が提訴され、訴訟係属中に高葛藤になってしまう事案が少なくない。そこで、提訴後すぐに職権で事件を調停手続に回付し、以後、家事調査官が当事者に対して働き掛けを行うことで早期の調停成立を目指すという早期介入の取組が始まった。

家事調査官は、早期介入調査命令を受け、原告の悩みを聞いて相談に乗ったり、調停手続の利点や重要性を説明したり、子の状況、養育費の支払状況及び面会交流の実施状況等を確認したりすることで、正式な調査には至らない程度の簡単な働き掛けをしている。希ではあるが、家事調査官が電話ではなく、当事者と直接面会することもある。家事調査官は、こうした働き掛けにより得られた情報を家事調停長（裁判官）に報告する。このときに、養育費の支払や面会交流の実施がされていない事案については、職権で事前処分がされるべき旨の意見を述べることもある。現在は経験年数の長いベテランの家事調査官が早期介入調査を担当している。日本では、「家裁調査官による手続選別」の際に、必要に応じ、当事者に電話をかけるなどしていると思うが、③はこうした日本の取組を参考にしたものである。

早期関与の取組は2014年9月から試行されている。これまで、早期調査命令が発せられた約870件のうち早期介入調停を行った約550件の調停成立率は約7割であり、極めて高い水準で推移している。早期関与の取組については、2015年5月から7月にかけて、当事者・弁護士・裁判官・専門調査官・調停委員を対象に満足度調査を実施した結果、高い評価を得た。今後、ソウル家庭法院としては、調停前置主義を強化し、提訴に至る前に、調停で十分な調整が行われるようにしていきたいと考えている。

- ・ 他方、事後管理としては、面会交流支援センターによる面会交流支援がある。面会交流支援センターは2014年11月にソウル家庭法院の1階に開所された施設であり、面会交流の場を提供するだけでなく、面会交流の際の子の引渡しの支援もしている。これらの支援をするに当たっては、当事者に対し、事前に相談及びオリエンテーションを行っている。開所後、2015年10月までの間に合計55件の申請を受理し、面会交流の場を提供する支援は181回、面会交流のための子の引渡しの支援は14回実施した。

ソウル家庭法院内の見学

○ 協議離婚（離婚意思確認申請事件）の離婚案内における親教育

- ・ 当日は4組の夫婦が参加していた。うち1組が席を離れて座っていたが、他の3組は隣り合って座っていた（うち1組の夫は当初から集中力が切れがちであった）。
- ・ 傍聴した回に司会進行を担当していた離婚相談委員は、自分自身が離婚家庭に育った上に、きょうだいが分属していたこと、非養育親に会えなかったことのつらさ等を紹介していた。
- ・ DVDの視聴が25分、相談員によるパワーポイントを使用した講義が35～40分という構成であった。DVDはかなり作りこまれており、言葉は分からずともかなりインパクトの強い内容になっていた。
- ・ 講義は、離婚に際して、子の年齢に応じた影響を解説するとともに、離婚協議書の各項目で何を決めるかといったことを説明していた（パンフレット「父母」の内容とほぼ同じである。DVDにも含まれているが、当日、その箇所は省かれ、パワーポイントによる解説に代えられていた）。養育費の支払いは同居親への援助ではなく子のために使われるものであることが繰り返し述べられていた。

○ 面会交流支援センターについて

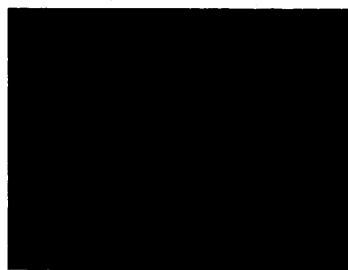
- ・ 面会交流時は、相談委員が2人で対応している。うち1人は観察室で見守り、もう1人は養育親の養育相談に乗っている。その他に警備担当者が1人配置され、携帯電話やICレコーダーなど、録音機能のある機器を預かっている。
- ・ センターを利用する際、養育親と非養育親の動線が重ならないよう2つの出入口を設けている。養育親と子どもは、家庭法院の玄関を通過することなく、駅から直接入れる通路が設けられている。これは、通常の玄関から入ると、子どもが「家庭法院で面会している」と感じてしまうため、外見上、家庭法院の建物に入つたと分かりづらい構造にしようという配慮からである。
- ・ 面会交流時に使用する児童室は2つあり、子どもの年齢に応じて使い分けている（写真1～4）。



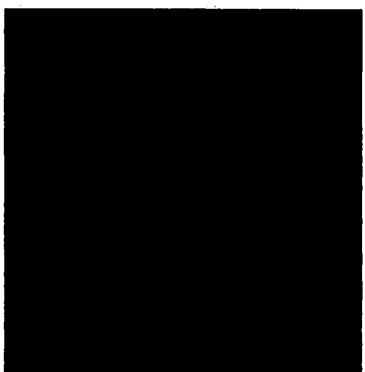
<写真1：年長者用（壁側）>



<写真2：年長者用（ミラー側）>



<写真3：年少者用（ミラー側）>



<写真4：年少者用（窓側）>

- ・ 父母には、利用前に不適切な言動をしないよう誓約書を提出させており、約束を破った場合には、面会交流を中止するなどの措置を探る。また、面会交流の様子はビデオに録画し、必要に応じて裁判官に見せることがある旨も伝えている。

面 談 錄 (大韓弁護士協会)

日 時 平成27年12月1日 10:00~12:00

場 所 大韓弁護士協会 会議室

先 方 ウィ・ウンジン弁護士 釜秀貞弁護士

【概 要】

○ 代理人弁護士の離婚手続への関わり方

- ・ 協議離婚の事案でも弁護士が関与する事案は多い。弁護士は、依頼者が家庭法院に離婚意思確認申請をする前の段階で、離婚事由の有無、子の養育事項のほか、財産分与や慰謝料の額について相談を受けている。
- ・ 相手方も離婚に同意しているのであれば、弁護士は、離婚の条件を決めるため、仲裁者として事件に関与する。その結果、当事者間で合意を形成できる場合には離婚意思の確認申請をしてもらう。この場合には、既に合意は形成済みであるため、熟慮期間中に弁護士が改めて事件に関与することは基本的ない。
- ・ 熟慮期間中に当事者の一方が考えを翻し、協議も整わない場合には、法律上、家庭法院に審判を申し立て、審判書の正本を得て、離婚協議書に代えて提出することもできる。理論的には、熟慮期間中に依頼者に有利な審判を得るべく弁護士が関与することも考えられるが、そうした事例に接したことはない。協議ができないければ直ちに離婚訴訟の提起に至るのが一般的であり、審判書正本を提出して離婚意思の確認に至る事例は少ないのではないかと思う。そうした事例があるとすれば、訴訟を提起してまで争うつもりはないものの、自分からは譲ることができず、家庭法院から言われるのであれば従うという態度を当事者がとっている場合だけではないかと思う。
- ・ 離婚すること及び子の養育事項については協議ができているが、財産分与等、それ以外の事項については協議ができていない場合であれば、理論的には、協議離婚だけを先行させ、残部については調停を申し立てることもできるが、そうした事例はほとんどない。前記のとおり、韓国では希望が通らなければ直ちに訴訟だという認識が強い。
- ・ 弁護士が訴訟代理人として事件に関与する場合であっても、直接、子の意向を確認することは基本的ない。依頼者が相談時に乳幼児を事務所に連れてくることを除くと、代理人弁護士が子に会うことはないといつてい。面会交流の条件を変更する場合等では子の意思を確認する必要が生じることもあるが、その場合であっても、親である依頼者を通じて子の意思を確認するにすぎない。依頼者の子どもから直接メールや手紙を受け取ったこともあるが、極めて例外的な事例で

ある。

- ・弁護士に依頼しようとする当事者は、弁護士費用を拠出できる程度の経済力がある層であり、弁護士費用を節約しようとして、独力で離婚意思確認申請をしたり、調停手続を始めたりする者もいる。調停の申立てがされるケースは、当事者本人による申立てのケースが多いように思う。

○ 離婚事件一般に関する所感

- ・離婚訴訟には1年半から2年程度かかるというのが実感である。ただし、審理期間の長期化が問題になっているということはない。
- ・2007年の韓国民法の改正によって、それまでは協議離婚できていた者が裁判離婚に流れているという実感はあまりない。2007年当時の全離婚に占める協議離婚率が84.7%であったのが、2014年には77.7%になっているということだが、現場においてそれほどの大きな違いが生じているという実感はない。もっとも、離婚訴訟に至るケースの中には、子の養育事項について合意ができない事例が多いように思う。

○ 親教育プログラムについて

- ・当事者が離婚についてより深く考える機会を設けるために、家庭法院には、一層、親教育プログラムを発展させていってもらいたい。裁判所では親教育プログラムを受けなければならないことになっていると説明すれば、依頼者から反発されることはほぼない。また、親教育プログラムを実施することによって、裁判離婚の審理期間が長期化しているということもないと思う。
- ・離婚訴訟でも親教育プログラムを実施することについて違和感はないが、依頼者の感想等からすると、今のところ、離婚訴訟における親教育プログラムには大きな効果を期待できないというのが正直なところである。親教育プログラムを受けて、子を紛争に巻き込んでしまったことが分かり、心を痛めたという感想を言う者は少なくないが、それ以上に自身の考え方を改めるような当事者は基本的にはいない。子女養育案内は集団講義形式で行われているため、離婚訴訟に至った高葛藤の事例においては、あまり効果がないように思う。もっとも、離婚相談については、当事者と専門家が一対一で話をすることができるためか、当事者から比較的好評である。

○ 離婚訴訟の提起後、すぐに事件を調停手続に回付される運用等について

- ・裁判離婚の提起後、早い段階で事件を調停委員会に回付されることがあるが、調停成立率はさほど高くないのではないかと思う。提訴後すぐの段階では、当事者としても、有利／不利でしか考えられないところがあるし、調停手続自体、1

回に1時間程度しか時間がとれず、調停委員の中には、多数の事件を抱えていて、さほど個々の事件記録を読み込まないまま、急いで事件を進めようとしているように当事者から受け止められる者もいる。当事者にとって不利な話をされると調停委員への反発心が生じることもあり、信頼を得にくいよう思う。

- ・ 調停は、感情の対立の激しい当事者の話を裁判官や代理人がよく聞いてあげた上でないと成立しない。裁判の最終段階になると、自分の主張を出し切った当事者において、裁判官からの調停案を受諾することも少なくないように思う。

○ 面会交流について

- ・ 一般的な面会交流の内容としては、月に2回、週末の宿泊付きでの面会に夏・冬の長期休暇時における7日間の面会を加えるというパターンが多い。
- ・ 通常、離婚訴訟の提起とともに事前処分の申立てもする。申立て後、約1か月で事前処分の期日が入る。裁判官は双方の言い分を聞いた上で、面会交流等のルールを定める。その際、裁判官は、当事者に対し、事前処分で決めたルールに従わなければ、その事実は親権者・養育者を決定する際に不利益に斟酌されること、離婚後に面会交流に応じない場合には、そのことを理由に親権者・養育者が変更される可能性があること、事前処分であっても、違反した場合には1000万ウォン以下の過料に処せられることなどについて警告を発する。この警告には極めて強い権威がある。事例としては少ないものの、実際に過料に処せられた例もあり、報道により、多くの当事者もそのことを知っている。面会交流に拒否的であることを主たる理由にして親権者・養育者を決めた裁判例は承知していないが、裁判官が上記のような警告を明確に発することにより、面会交流は行わなければならぬものであると多くの当事者に認識されている。
- ・ こうしたこともあり、当事者は事前処分で決められたルールに従って自主的に面会交流を行っているのが通常であり、この枠組みで面会交流の実績が積まれるため、判決後も、自主的に同様のルールで面会交流を続けることができるケースが多い。また、子の成長に応じて、面会交流の条件を変更する必要があるときも、当事者間又は代理人を介した調整で済むことが多く、条件変更のために家庭法院に申立てを行った経験はない。この点は大きな問題にはなっていないと思う。
- ・ もっとも、経験上、面会交流の取決めをしても、2~3年程度で会う頻度が少なくなっていくように思う。当事者が海外赴任すると1年に1回くらいになってしまうこともある。また、非養育者が再婚するなどして子に会わなくなるケースもある。養育親としては子の希望通りに会わせたいと思っているのに、面会を求めていたはずの非養育親がなかなか会えないという場合では、法律上、面会交流を強制する手段はないし、事柄の性質上、強制が望ましいとも思われない。難しい問題である。

面 談 錄（釜山家庭法院）

日 時 平成27年12月2日 14:30~15:50

場 所 釜山家庭法院 会議室

先 方 金鴻起部長判事, 鄭守根総務課長, 金潤姫相談官, 柳炫柱家事調査官

【概 要】

○ 釜山家庭法院について

- 釜山では、2001年3月1日に地方法院内に家庭法院の支院が設置され、2011年3月11日に家庭法院が設置された。釜山家庭法院のスローガンは、「意思疎通や信頼を通じたヒーリングコート」、「青少年を健康に」である。
- 釜山家庭法院には、現在、裁判官12名、職員75名（うち家事調査官7名、少年調査官3名）が所属している。
そのほか、外部の57名の有識者が離婚相談委員として活動している。離婚相談委員の質を高める取組として、年に1回の懇談会と年に2回のセミナーを実施している。
- 離婚意思確認申請事件の新受件数は年間8000~9000件ほどある。離婚意思確認申請事件に割いている人員は全体の1割程度である。個々の事件に家庭法院が深く関与することはない。
- 家事事件の新受件数は、2011年に4000件を若干超えたが、その後減少して、2014年は3600件弱であった。
- 家庭保護事件（DV事件）の新受件数は2013年まで200件から400件弱で推移していたが、2014年には700件を超えた。これは、朴政権が女性や子どもの保護政策に重きを置いていることの影響であると思われる。

○ 釜山家庭法院における独自の取組

～ 新たな親教育プログラムの実施及び離婚意思確認申請事件における離婚案内以外の親教育プログラムの事実上の義務付け～

- 釜山家庭法院では、親教育プログラムを強化するため、インテンシブ親教育という独自のプログラムを実施している。インテンシブ親教育とは、子の特性、効果的な養育態度、適切なコミュニケーションの方法、面会交流を上手に行うコツといった事項について、通常の子女養育案内を一步進めた内容の親教育プログラムである。目標、プログラムの構成等については、家事調査官が大学教授等、児童心理学や児童福祉の分野で見識のある者の意見を取り入れて作成し、釜山健康

家庭支援センターに実施を委嘱している。

- ・ インテンシブ親教育の受講を希望する父母は、子女養育案内を受けた後、1～3週間以内に日程を予約してインテンシブ親教育を受ける。インテンシブ親教育は1回当たり2時間のプログラムであり、月に3回開催されている。
- ・ インテンシブ親教育を受けた父母からは、離婚後も父母として協力していく必要があることが分かってよかったですといった感想がよく聞かれる。
- ・ 子女養育案内だけでは親教育の効果を十分に根付かせることはできないが、民法上、離婚案内以外の親教育プログラムの受講は義務付けられていない。そこで、釜山家庭法院では、離婚相談、インテンシブ親教育といった離婚案内以外の付加的な親教育プログラムの中から、少なくとも一つを受けなければ離婚意思の確認期日を決めないこととし、これらの親教育プログラムの受講を事実上、義務付ける運用をしている。こうした取組は2010年12月以降に開始されたものであり、当初、小学校以下の子どもを持つ夫婦だけを対象としていたが、2014年8月からは、未成年の子を持つ全ての夫婦が対象とするようになった（なお、韓国の成年年齢は2013年7月1日から満19歳である。）。

○ 釜山家庭法院における離婚意思確認申請事件の運用

- ・ 離婚意思の確認申請をしたもの、2回、期日に欠席すると、取下げが擬制される。全申請のうち熟慮期間を経て協議離婚しなかった割合は、2007年の民法改正施行前は約5.8%であったのに対し、施行後は31～32%に上昇した。増えた要因について統計分析をしていないが、冷静に考えて離婚を取りやめた事案もあれば、子の養育事項について折り合いがつかず、裁判離婚の提訴に至った事案もあると思う。
- ・ 提出された協議書の内容については、一次的に職員がチェックし、問題のあるものを選別した上で、二次的に裁判官がチェックする態勢をとっている。家事調査官は関与していない。また、担当判事は、離婚意思の確認期日において、短時間ではあるが、夫婦と直接面談して質問することができ、その際、問題のある協議書を提出した夫婦については離婚意思を確認せず、審判手続に誘導することもなくはない。もっとも、親教育プログラムを受講させた上で作成させた協議書であるため、その内容が子の福利に反している事例は希である。

○ 釜山家庭法院における離婚訴訟の運用

- ・ ほとんどの事件で訴訟提起と同時に事前処分が申し立てられ、概ね、提訴から1か月後に事前処分の第1回期日が開かれる。事前処分の申立てのあった事件の3割から4割程度では第1回期日で審理を終結し、直ちに決定がされている。面会交流の事前処分では、方法等について争いがあると、審理が第1回期日では終

わらず、別途、家事調査を行うこともあるが、それでも大多数の事件は2～3か月以内に決定に至っている。

- ・面会交流の事前処分がされたほとんどの事件では、訴訟係属中、事前処分で決められたとおりの面会交流が自主的にされる。そのため、判決の確定により事前処分の効力がなくなった後も、当事者は自主的な面会交流を行えることが多い。しかし、例外的に、訴訟係属中、事前処分で決められたルールによって面会交流を実現できない場合もあり、そうした場合には、試行的面会交流やインテンシブ親教育を実施している。また、事前処分で定められたルールが実情に合わないことが判明したような例外的な場面では、離婚判決の中で、改めて面会交流の決定をすることもある。
- ・離婚訴訟において、家事調査官が夫婦に対し親教育を受けるよう説明すると、最初は抵抗を示されることが多いが、子のためであると説明して納得してもらっている。
- ・協議離婚では3割程度が共同親権になっているが、離婚訴訟では共同親権となることはまずない。離婚後に協力し合うことが必要となるため、離婚判決に至る夫婦について共同親権者とすることは現実的ではないと思う。

釜山家庭法院内の見学

○ 調査官室等の見学

- ・ 家庭法院の1階にあり、正面玄関とは別の入口から出入りすることができる。
- ・ 調査官室には、家事調査官が7人、少年調査官が3人配置されている。
- ・ 調査室は日本の調査室に比べて2～3倍の広さで、机にはデスクトップPCが設置されていた。ノート等に筆記することではなく、必要に応じて事件記録をモニタに表示して情報を確認したり、面接中に出た話題を適宜入力したりしているとのことであった（写真5）。



<写真5：調査室>

- ・ 面会交流室は、日本の児童室に似たものであった（写真6、7）。



<写真6：面会交流室（壁側）>



<写真7：面会交流室（ミラー側）>

- ・ 待合スペースはカフェのようにテーブルと椅子が並んでおり、全体的に余裕のある雰囲気であった。年齢の高い子の場合、面会交流室ではなくこの待合室を使って親子で雑談するようなこともあるとのことであった。

面 談 錄 (釜山弁護士会)

日 時 平成27年12月3日 午前10時30分～午前11時45分

場 所 釜山弁護士会 会議室

先 方 釜容敏弁護士（総務常任理事）康榮洙弁護士（権利・福祉常任理事）, 権仁七弁護士（財務常任理事）, 金美愛弁護士（国際委員会幹事）, カン・ホジョン弁護士, フ・ジョン弁護士

【概 要】

※ 面談に先立ち、趙容漢弁護士（釜山弁護士会長）を表敬したところ、同弁護士から、歓迎の意が評されるとともに、釜山弁護士会や同弁護士会と釜山家庭法院との関係等について、若干の説明があった。同弁護士によると、釜山弁護士会は1948年に設立されて以降、300名程度の規模で活動してきたが、ロースクール制度の発足後、直近の4年ほどで会員が650名程度に激増したとのことであった。また、釜山家庭法院とは裁判所の職権主義的な傾向について意見が対立することも少なくないが、定期的に意見交換をしているとのことであった。

※ 趙容漢弁護士への表敬後、面談前に釜山弁護士会の中を見学させていただいた。釜山家庭法院と通りを挟んで向かいのビルの1フロア全てが釜山弁護士会のオフィスとなっている。

見学では、釜山弁護士会では家庭法院からの委嘱を受けて、弁護士会で提訴前和解や提訴後の緊急性の高い調停を行っていることが紹介され、それらの手続が行われている部屋（それぞれ1部屋ずつ）にも案内された。各部屋の広さは概ね日本の調停室と同程度であった。

※ 事前に小林隼人在韓大一等書記官を通じて送付された当方からの質問事項に対する回答は資料3のとおりである。

○ 代理人弁護士の離婚事件への関わり方について

- ・ 弁護士が協議離婚に関与する場合には、離婚意思の確認申請の前に、離婚、子の養育事項（親権者、養育者、養育費、面会交流）、財産分与、慰謝料に関する協議書を作成しておくのが通常である。当事者は、家庭法院による離婚意思の確認の際に、同協議書のうち、子の養育事項に関する部分を抜き出したものを提出することになる。
- ・ 離婚と子の養育事項については合意できたが、財産分与、慰謝料については合意できていない場合でも、離婚意思の確認申請をして協議離婚だけ先行させ、残

りの財産分与、慰謝料については別途の財産手続で解決することも可能であるが、そのようなことは稀である。結局、離婚の際に決めるべき事項（離婚、子の養育事項、財産分与、慰謝料）のすべてについて合意できない限り、直ちに離婚訴訟に移行することが通常である。

- ・ 協議離婚に向けた話し合いが決裂して離婚訴訟に移行した場合でも、協議過程で作成された協議書案が証拠として提出され、当事者間で合意されていた事項が明らかにされる。

○ 親教育プログラムについて

- ・ 家庭法院の実施する親教育には、離婚後の子の養育に関する事項だけではなく、夫婦間の葛藤の緩和を目的とする部分もあり、後者については、夫婦の復縁を促すもののように当事者から受け止められることが多い。離婚訴訟が提起されている事案は、既に夫婦間の葛藤が高くなっている事案であり、基本的に修復の余地はないと考えられるため、当事者としては、こうした夫婦関係の調整を目的としているように感じられる措置を受けなければならないことについて、不満を述べる者もいる。
- ・ 釜山家庭法院は離婚相談等の親教育プログラムの受講を義務付けているが、離婚相談では顔を合わせたくない相手方と会わなければならぬことに加え、離婚相談委員から復縁を促されることで精神的に傷つく者もいる。そのため、離婚相談の義務付けの評価は分かれるところであり、弁護士会の中でも、当事者の意思にかかわらず、夫婦間の葛藤の緩和に向けた親教育が実施されることに懐疑的な立場の者もいる。これまで離婚事件を500件以上処理したという弁護士によると、離婚訴訟にまで至った段階で、家庭法院の働き掛けによって復縁を果たした夫婦は2組だけであったとのことである。このことからも、当事者の意思に反してまで、夫婦間の葛藤の緩和を図ることはあまり合理的ではないよう思う。
- ・ 他方で、子女養育案内は概ね好評である。子の養育者となることにこだわっていた父親が、子女養育案内を受けたことにより、母親の方が養育者としての責任を果たせるものと考えて、自身が養育者となることを諦めたという事例もあったという。また、1泊2日の親子合同キャンプは親子の関係改善に効果的であるという声も多い。
- ・ 親教育プログラムとして受講しなければならないプログラムは1回で終わることもあれば、7～8回にわたることもある。概ね2～3か月かけて3回ぐらい実施されることが多いよう思う。弁護士会としては、迅速裁判の要請を妨げるほどの期間が親教育にかかっているという認識ではない。

○ 養育費について

- 履行確保に関する一連の法改正の前までは不払があっても普通であったが、最近は国民の意識も変わってきている。養育費の不払があった際に、過料や監置といった制度が利用されることは少ないが、こうした制度があり、国家が積極的に介入するという姿勢を明確に示していることによって、養育費は支払わなければならないものという意識が国民に根付いてきている。
- 10年ほど前までは、父親が母親に養育費の支払を求めるることは稀であったが、最近は、女性の経済力が上がっててきたため、父親が養育者となって、母親に養育費を求める事例も稀ではなくなってきた。

○ 面会交流について

- 韓国では、1990年の民法改正により、面会交流が非養育親の権利として認められていることもあり、非養育親が子に悪影響を与えるDVをしているような一部の例外を除き、面会交流を実施すること自体に異を唱える者はほとんどない。
- 面会交流に関する一連の法改正の過程で面会交流の実現について種々の試行錯誤されてきた結果、現在では、面会交流の内容がある程度定型化されてきており、個々の事例において当事者の意向を聴きながら面会交流の内容を細かに協議することはあまりされない。
- 月2回、週末の1泊2日、夏・冬の長期休暇時に各1週間ほどの宿泊付きの面会交流というのが基本パターンであるが、3歳未満の乳幼児については、非養育親との愛着関係が形成されていないので、当分の間、日中の数時間の面会交流を継続し、十分な愛着形成がされてから、宿泊付きの面会交流を行うのが通常である。
- 離婚訴訟中の面会交流は、事前処分で決められたルールに従って円滑に行われることが多い。また、事前処分によって離婚訴訟中に面会交流の実績が作られるため、離婚判決確定後も、当事者間で自主的に同じルールで面会交流が実施されることに繋がっているように思う。事前処分に従わない場合には過料の制裁があること、判決に不利な影響を及ぼすことになることなどが裁判官から明確に警告されることが当事者にとって大きなインパクトを持っているようである。
- 事前処分も上記の基本パターンで行われることが多いが、非養育親に精神的な問題がある場合など、冷静な話合いができない場合には、事前処分を受け入れることができないため、判決によって面会交流について定めることにならざるを得ない。もっとも、判決が事前処分と異なる内容となることはほとんどない。

○ その他（家事調査について）

- 未成年の子のいる夫婦間の離婚訴訟では家事調査が実施される。家事調査の意義を否定するつもりはないが、弁護士会の中には、家事調査の手続中で代理人弁

護士が関与できる範囲が狭いことについて、疑問の声が多数上がっている。

- 具体的には、調査報告書のうち、閲覧等できるのは「当事者の主張」欄までであり、肝心の「調査官の意見」欄の内容を知ることはできない。そのため、弁護士として、調査報告書に反論する機会がない。かつては、「調査官の意見」欄も閲覧等できていたが、「調査官の意見」欄に記載されていた事項を読んで怒った当事者が調査官室に押し掛けて暴れたという事件が起きて以降、閲覧等ができなくなった。
- また、家事調査の過程で調停が行われることがあるが、その際に、代理人弁護士に立ち会う機会が保障されていない。調停の際には裁判官が立ち会うとはいえ、中には、財産分与、慰謝料等に関して当事者に不利な内容の調停もあり、そうした調停が代理人弁護士の関与なしに成立させられてしまうことがあることについては、極めて疑問である（対応の是正について釜山弁護士会から釜山家庭法院に申し入れをしている。）。

資料目録

資料1 パンフレット「父母」（日本語版）（2010年12月発行）

資料2 各種書式

- ・ 協議離婚手続の案内
- ・ 協議離婚の意思確認申請書
- ・ 養育者と親権者の決定に関する協議書
- ・ 調整措置（カウンセリング）契約

資料3 質問事項に対する釜山弁護士会からの回答（日本語訳）

협의이혼 절차안내

공통서류	<p>남편의 가족관계증명서 1통 / 처의 가족관계증명서 1통 남편의 혼인관계증명서 1통 / 처의 혼인관계증명서 1통 주민등록등본 1통 (부부의 주민등록이 따로 되어 있는 경우 각 1통) 부부 각 신분증 ** 위 서류는 구청, 동사무소 또는 법원 내 지적현장민원실에서 발급 가능 대법원전자가족관계등록시스템(http://efamily.scourt.go.kr)과 정부민원포털-민원24 (www.minwon.go.kr)에서도 발급 가능 ** 신청서 접수시 반드시 부부가 함께 오셔야 합니다. **</p>
	<p>미성년 자녀를 둔 부부 (만 19세 미만의 자녀)</p>
1. 협의이혼안내+자녀양육안내 (207호 법정) <ul style="list-style-type: none"> - 평일 오전 10시, 오후 4시 - 약 1시간 소요 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 의무상담제도 *</p> <ul style="list-style-type: none"> - 대상자 : 미성년 자녀(만 19세 미만)를 둔 부부 - 가족캠프 : 매월 2번째주 (토) 13:00 ~ (일) 12:00 - 부부관계개선 : 매월 3번째주, 4번째주 (토) 13:00 ~ 17:00 - 부 모 역 할 : 매월 3번째주, 4번째주 (토) 13:00 ~ 17:00 - 평일상담 : 법원 또는 부산광역시건강가정지원센터내 상담실 - 위 프로그램 중 한가지 필수 (2가지 이상 선택도 가능) - 대상자가 상담 받지 않고 숙려기간 후 법원에 출석시 불화인 (이 경우 협의이혼신청을 다시 해야 함.) - 자세한 사항은 자녀양육안내서 별도 안내문 참조. </div>	미성년 자녀가 없는 부부
2. 협의이혼의사확인신청서 및 친권 및 양육에 관한 협의서 제출	1. 협의이혼안내 (210호 법정) <ul style="list-style-type: none"> - 약 10~15분 소요
3. 숙려기간 3개월 후 확인기일 참석 (210호 법정)	2. 협의이혼의사확인신청서 제출
4. 3개월 이내 가까운 구청에 신고 (확인서등본 지참)	3. 숙려기간 1개월 후 확인기일 참석 (210호 법정)
<p>★ 주의사항 ★</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 이혼(친권자 지정)신고서는 법원에 제출하는 서류가 아닙니다. 법원에서 이혼 확인을 받은 후 구청에 이혼신고할 때 구청에 제출합니다. 2. 숙려기간 단축은 원칙적으로 불가능함을 알려드립니다. 가정폭력이나 외항선원과 같은 특별한 사유를 증명하는 서류를 첨부하고 단축신청을 한 경우 판사가 허가/불허가를 판단합니다. (예 : 가정폭력신고증명원, 진단서, 승선예정증명서) 	

※ 미성년 자녀를 위한 자녀양육 안내문 ※

미성년 자녀가 있는 부부가 이혼을 하려고 할 경우 다음 사항에 관하여 협의를 하여야 하고(민법 제837조, 제843조, 제909조), 법원은 재판상 이혼 등 청구를 심리할 경우 그 청구가 인용될 경우를 대비하여 다음 사항에 관하여 협의하도록 권고하게 되어 있습니다(가사소송법 제25조). 따라서 미성년 자녀가 있는 당사자들은 법원의 권고에 따라 다음 사항에 관하여 협의하여야 합니다.

- 미성년 자녀의 친권자 및 양육자 지정
- 양육비용의 부담
- 면접교섭 행사 여부 및 그 방법

이에 우리 법원은 미성년 자녀의 복리를 위하는 방향으로 위 협의를 진행할 수 있도록 관련된 주요 사항을 안내해 드리고, 또한 협의이혼 절차 및 이혼소송 중에 미성년 자녀가 정신적으로 상처받지 않고 건전하게 자랄 수 있도록 도움을 드리고자 미성년 자녀가 있는 당사자들을 위하여 '자녀양육안내' 자리를 마련하였습니다.

따라서 미성년 자녀가 있는 협의이혼 또는 이혼소송 중인 당사자들은 자녀양육안내에 반드시 참여하시기 바랍니다.

☞ 장 소 : 부산가정법원 제207호 법정
☞ 시 간 : 평일(월~금) 오전 10시, 오후 4시

- ※ 자녀양육안내에 참석한 이후 가사조사관 등으로부터 확인을 받은 '자녀양육안내 참석확인서'를 부산가정법원 1층 협의이혼접수계에 제출하시기 바랍니다.
- ※ 자녀양육안내참석확인서를 첨부해야 협의이혼의사확인신청서를 접수할 수 있고 이에 따라 확인기일이 지정됨에 유의하시기 바랍니다.

※ 협의이혼 전 의무상담제도 실시 안내 ※

부산가정법원에서는 2014. 8. 1.부터 미성년자녀를 둔 부부를 대상으로 협의이혼 전 의무상담제도를 실시합니다.

의무상담대상 부부는 자녀양육안내를 받으신 후 3-4주 이내에 후견적주말프로그램에 참여를 하시거나 평일에 상담을 받으셔야 합니다. (후견적 주말프로그램의 경우 금곡동 소재 부산광역시건강가정지원센터 방문 / 평일상담의 경우 부산가정법원 내 협의이혼상담실 또는 부산광역시건강가정지원센터 상담실 방문)

이 상담프로그램은 3개월 숙려기간 내에 반드시 참여하셔야 하며, 참여 이후에도 계속하여 이혼 의사가 있는 부부는 협의이혼의사확인신청서 접수시 고지받은 확인기일에 참석하시면 됩니다.

상담을 받지 않으신 경우에는 확인기일에 출석하시더라도 협의이혼의사확인이 불가함을 알려드립니다.

부 산 가 정 법 원

협의이혼의사확인신청서

신청의 취지

위 당사자 사이에는 진의에 따라 서로 이혼하기로 합의하였다.

위와 같이 이혼의사가 확인되었다.

라는 확인을 구함.

첨부서류

1. 남편의 혼인관계증명서와 가족관계증명서 각 1통.
처의 혼인관계증명서와 가족관계증명서 각 1통.
 2. 미성년자가 있는 경우 양육 및 친권자결정에 관한 협의서 1통과 사본 2통
또는 가정법원의 심판정본 및 확정증명서 각 3통 (제출____, 미제출____)¹⁾
 3. 주민등록표등본(주소지 관할법원에 신청하는 경우) 1통.
 4. 진술요지서(재외공관에 접수한 경우) 1통. 끝.

સુધી વિના વિના

확인기일		담당자
1회	년 월 일 시	법원주사(보) ○○○
2회	년 월 일 시	인

신청의 부 ○ ○ ○ ⑨

처 ○ ○ ○ 인

확인서등본 및 양육비 부담조서정본 교부	교부일
부 ○○○	⑨
처 ○○○	⑨

부 산 가 정 법 원 귀 죽

1) 해당하는 란에 ○ 표기할 것. 협의하는 부부 양쪽이 이혼에 관한 안내를 받은 후에 협의서는 확인기일 1개월 전까지, 심판정본 및 확정증명서는 확인기일까지 제출할 수 있습니다.
※ 이혼에 관한 안내를 받지 아니한 경우에는 접수한 날부터 3개월이 경과하면 취소한 것으로 봅니다.

자의 양육과 친권자결정에 관한 협의서

사 건 호 협의이혼의사확인신청

모 성 명
주민등록번호

협의 내용

1. 친권자 및 양육자의 결정 (□에 ✓ 표시를 하거나 해당 사항을 기재하십시오.)

자녀 이름	성별	생년월일(주민등록번호)	친권자	양육자
	<input type="checkbox"/> 남 <input type="checkbox"/> 여	년 월 일 (-)	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동
	<input type="checkbox"/> 남 <input type="checkbox"/> 여	년 월 일 (-)	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동
	<input type="checkbox"/> 남 <input type="checkbox"/> 여	년 월 일 (-)	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동
	<input type="checkbox"/> 남 <input type="checkbox"/> 여	년 월 일 (-)	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모 <input type="checkbox"/> 부모공동

2. 양육비용의 부담 (□에 ✓ 표시를 하거나 해당 사항을 기재 하십시오.)

지급인	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모	지급받는 사람	<input type="checkbox"/> 부 <input type="checkbox"/> 모
지급방식	<input type="checkbox"/> 정기금		<input type="checkbox"/> 일시금
지급액	이혼신고 다음날부터 자녀들이 각 성년에 이 르기 전날까지 미성년자 1인당 매월 <u>금</u> 원		이혼신고 다음날부터 자녀들이 각 성년에 이 르기 전날까지의 양육비에 관하여 <u>금</u> 원
	(한글병기: 원)		(한글병기: 원)
지급일	매월 일		년 월 일
기타			
지급받는 계좌	() 은행 예금주 : 계좌번호 :		

3. 면접교섭권의 행사 여부 및 그 방법 (에 표시를 하거나 해당 사항을 기재하십시오.)

일자	시간	인도 장소	면접 장소	기타(면접교섭시 주의사항)
<input type="checkbox"/> 매월 _____째 주 _____요일	시 분부터 시 분까지			
<input type="checkbox"/> 매주 _____요일	시 분부터 시 분까지			
<input type="checkbox"/> 기타				

첨부서류

- 근로소득세 원천징수영수증, 사업자등록증 및 사업자소득금액 증명원 등 소득금액을 증명하기 위한 자료 - 부, 모별로 각 1통
- 위 1항의 소명자료를 첨부할 수 없는 경우에는 부·모 소유 부동산등기부등본 또는 부·모 명의의 임대차계약서, 재산세 납세영수증(증명)
- 위자료나 재산분할에 관한 합의서가 있는 경우 그 합의서 사본 1통
- 자의 양육과 친권자결정에 관한 협의서 사본 2통

협의일자 : 년 월 일

부 :

(인/서명)

모 :

(인/서명)

부산가정법원	판사 확인인
확인일자	

협의 이혼 의사 확인 신청서

남편	성명		주민등록번호	-
	▪등록기준지 (가족관계증명서 상단 참조)			
	주소 (주민등록등본상 새길주소)			
전화번호				
아내	성명		주민등록번호	-
	▪등록기준지 (가족관계증명서 상단 참조)			
	주소 (주민등록등본상 새길주소)			
전화번호				

신청의 취지

“위 당사자 사이에는 진의에 따라 서로 이혼하기로 협의되었음이 틀림없음을 확인합니다.”
라는 확인을 구함.

첨부서류

- 남편의 ①가족관계증명서, ②혼인관계증명서 각 1통. {전부사항(일부사항x), 주민등록번호 뒷자리공개}
- 아내의 ③가족관계증명서, ④혼인관계증명서 각 1통. {전부사항(일부사항x), 주민등록번호 뒷자리공개}
- ⑤주민등록표등본 1통 {주소지 관할법원에 신청하는 경우만 해당, 주민등록번호 뒷자리공개}
- 미성년자가 있는 경우 양육 및 친권자결정에 관한 협의서 1통과 사본 2통 또는 가정법원의 심판정본 및 확정증명서 각 3통 (제출__ 미제출__)¹⁾. 끝.

당사자(남편, 아내) 신분증 지참하여 반드시 함께 출석하시고, 상담위원과 면담 후 신청서를 접수해야 합니다

확인기일	담당자
1회 10시	법원주사(보) ①
2회 10시	
확인서 등본 교부(공통) 또는 양육비부담조서정본 교부(미성년자녀 해당)	교부일
남편 서명또는①	신청인 남편 서명또는①
아내 서명또는①	

201 년 월 일

서울가정법원 귀중

1) 해당하는 란에 ○ 표기할 것. 협의하는 부부 양쪽이 이혼에 관한 안내를 받은 후에 협의서는 확인기일 1개월 전까지, 심판정본 및 확정증명서는 확인기일까지 제출할 수 있습니다. 협의가 어려우면 상담위원의 상담을 받을 수 있습니다.

※ 이혼에 관한 안내를 받지 아니한 경우에는 접수한 날부터 3개월이 경과하면 취소한 것으로 봅니다.



부산가정법원

조정조치(상담) 동의서

아래에는 조정조치(상담) 실시에 관한 몇 가지 중요한 정보가 소개되어 있습니다. 아래의 정보를 읽으신 후 이를 확인했다는 서명을 해주시기 바랍니다.

1. 상담기간 및 횟수 : 조정조치(상담)는 주 1회 간격으로 총 5~8회 실시를 원칙으로 하며, 매 회기마다 대개 50분의 시간이 소요됩니다. 그러나 기간과 횟수, 시간은 여러분이 지난 문제와 개인적 바람에 따라 달라질 수 있습니다.
2. 비밀보장 : 귀하가 상담위원에게 말씀해주시는 정보들은 개인정보보호법에 의해 엄격하게 비밀이 보장됩니다. 단, 본 상담은 재판과정 중에 진행되는 것이므로, 상담내용 중 일부(출석여부, 상담 시 협의된 사항 등)는 담당법관 및 조사관에게 공개될 수 있습니다. 또한 다음과 같은 경우에는 비밀보장의 원칙이 적용되지 않습니다.
 - 귀하 자신이나 타인에게 생명의 위협이 가해지는 상황
 - 아동이 위험에 처해질 수 있는 상황 (성적, 신체적 학대나 방치)
 - 법에 따라 정보를 공개해야 하는 경우
3. 상담자료의 활용 : 상담과정에서 발생할지 모를 불미스러운 일을 방지하고, 귀하의 상담에 보다 많은 도움을 주고자 상담과정은 녹음·녹취·녹화(이하 '상담자료'라 함) 될 수 있습니다. 상담자료는 어떠한 경우라도 법원 및 제 3자에게 공개하지 않음을 원칙으로 하며, 사례발표 목적으로 외부에 발표될 경우에는 인적사항을 변경하여 귀하의 신분이 노출되지 않게 할 것입니다. 또한 상담자료는 재판과정에 증거자료로 사용되지도 않을 것이며, 본 사건이 종국 처리된 후에는 모든 상담자료들은 폐기될 것입니다. 그러나 귀하를 비롯한 내담자는 상담과정을 녹음할 수 없습니다.

나는 앞에서 기술된 내용을 읽고 이를 이해하였습니다. 이에 대해 질문할 수 있는 기회가 있었으며, 부산가정법원에서 위촉된 가사재판 상담위원에게 전문적인 상담을 받는 것에 동의합니다. 또한 상담위원을 믿고 상담활동에 적극적으로 협조 할 것을 약속하며, 상담내용과 관련하여 상담위원에게 법적인 책임을 묻지 않을 것을 약속합니다.

20 년 월 일

내담자 :

(서명)

상담위원 :

(서명)

부산가정법원

[611-742] 부산광역시 연제구 법원로 31 대표전화: 051) 590-1114